

平成16年第2回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成16年6月10日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成16年6月10日（木）午前10時06分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 施政方針演説
- 第 6 報告
- 第 7 議案の上程・提案理由の説明（議案第38号～議案第73号）
- 第 8 議案に対する質疑
- 第 9 議案等の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
22番	岩崎隆寿君	23番	高野庄嗣君
24番	羽入高行君	25番	中村良夫君
26番	石塚一雄君	27番	若林直樹君
28番	田中文夫君	29番	金子健治君
30番	村川四郎君	31番	高野正道君
32番	名畑清一君	33番	志和正敏君
35番	臼木善祥君	36番	渡邊庚二君

37番	佐藤	孝	君	38番	金光	英晴	君
39番	葛西	博之	君	40番	猪股	文彦	君
41番	川上	龍一	君	42番	本間	千佳子	君
43番	大場	慶親	君	44番	金子	克己	君
45番	本間	武雄	君	46番	根岸	勇雄	君
47番	牧野	秀夫	君	48番	近藤	和義	君
49番	熊谷	実	君	50番	本間	勇作	君
51番	祝	優雄	君	52番	兵庫	稔	君
53番	梅澤	雅廣	君	54番	竹内	道廣	君
55番	渡部	幹雄	君	56番	大澤	祐治郎	君
57番	肥田	利夫	君	58番	加賀	博昭	君
59番	岩野	一則	君	60番	浜口	鶴藏	君

欠席議員（2名）

21番	加藤	真	君	34番	金山	教勇	君
-----	----	---	---	-----	----	----	---

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野	宏一郎	君	総務課長	親松	東一	君
市民課長	清水	紀治	君	企画情報課長	齋藤	英夫	君
建設課長	佐藤	一富	君	水道課長	植野	研一	君
農林水産課長	斉藤	博	君	観光商工課長	齋藤	正	君
財政課長	浅井	賀康	君	社会福祉課長	熊谷	英男	君
環境保健課長	仲川	正昭	君	医療課長	木村	和彦	君
会計課長	粕谷	達男	君	農業委員会事務局長	渡辺	兵三郎	君
教育委員会 学校教育課長	古田	英明	君	教育委員会 生涯学習課長	松田	芳正	君
教育委員長	豊原	久夫	君	教育長	石瀬	佳弘	君
選挙管理委員会 委員長	林	千隆	君	選挙管理委員会 事務局長	仲川	敏明	君
消防長	加藤	侑作	君	両津支所長	佐々木	文昭	君
相川支所長	大平	三夫	君	佐和田支所長	中川	義弘	君
新穂支所長	末武	正義	君	畑野支所長	宇治	秀三郎	君
真野支所長	逸見	政義	君	小木支所長	菊地	賢一	君

羽茂支所長 青 木 典 茂 君 赤泊支所長 中 川 逸 郎 君
代 表 員 清 水 一 次 君
監 査 委 員

事務局職員出席者

事務局長 佐々木 均 君 事務局次長 山 田 富 巳 夫 君
議事係長 中 川 雅 史 君 議事係 松 塚 洋 樹 君

午前10時06分 開会・開議

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員57名、定足数に達しておりますので、平成16年第2回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浜口鶴蔵君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、2番、大石惣一郎君、59番、岩野一則君を指名いたします。

日程第2 会期日程の決定

○議長（浜口鶴蔵君） 会期日程の決定を議題とします。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 猪股文彦君登壇〕

○議会運営委員長（猪股文彦君） 昨日の議会運営委員会で決定いたしました会期日程についてご報告申し上げます。

本日、6月10日、本会議。会議録署名議員の指名、会期日程の決定、諸般の報告、行政報告、施政方針演説、議案の上程・提案理由の説明、議案に対する質疑、議案の委員会付託、本会議終了後、議会報特別委員会。

11日、本会議。代表質問6人。本会議終了後、各派会議。

14日、本会議。一般質問4人。

15日、16日、17日、一般質問4人ずつ。

18日、本会議。一般質問3人。一般質問終了後、追加議案の上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。本会議終了後、各派会議。

21日、委員会。委員会審査。

22日、23日、24日、25日まで常任委員会の審査を行います。

28日、委員会。特別委員会。午前、空港・観光を並行して開催いたします。午後、行財政特別委員会。行財政特別委員会終了後、新市建設特別委員会。

29日、9時、議員全員協議会。終了後、各委員会の審査の採決、まとめを行います。午後、各派会議。15時委員長報告配付、質疑受け付け、議会運営委員会。

30日を最終日とし、14時をめぐりに本会議を開催いたします。委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、人事案件の上程、採決。

以上でございます。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 2点ほど質問いたします。

第1点は、6月18日の一般質問終了後、追加議案の提案というのは一体何なのか。この議案の提案の仕方によると、その後の審査に極めて重大な影響を及ぼすので、この中身について説明願いたい。

次に、29日の議員全員協議会をなぜ9時に招集したのか。会議規則では、これは10時と定まっておるのを9時に変更するからには、委員長においてその理由を説明をしなければならない。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（猪股文彦君） 第1点目につきましては、これは執行部の方から、必要があれば説明を願いたいと思いますけれども、予算、その他幾つかの提案があるということでございます。

第2点目につきましては、日程が迫っているため、委員会を10時から開きたいという考え方のもと、少々無理がありますが、9時から議員全員協議会を開くということに議会運営委員会としては決定いたしました。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 議会運営委員会が追加議案が何が出てくるかということがわからぬということはまことに不見識であって、議会運営委員会が終わってから、執行部に必要とあらば説明をとというのもおかしいものがございますが、議事の進行に協力するという意味で、わからないのですから、これはもうわからないままにこの日程を進めていく。なお、会議に入った段階でこれが何であるかということがわかった時点で、改めて議会運営委員会を開いていただいて、また協議をするという場面もありますので、きょうのところはこれで質疑をとどめます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑を終結いたします。

お諮りします。本定例会の会期及び日程は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（浜口鶴蔵君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告がお手元に配りましたとおり提出されております。朗読は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（浜口鶴蔵君） 市長の行政報告を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、平成16年6月の市議会行政報告を行います。

合併後初めての平成16年佐渡市議会定例会に当たりまして、3月1日の佐渡市発足以後の行政経過についてご報告申し上げます。

まず初めに、曾我ひとみさんの拉致の関係についてご報告申し上げます。平成14年10月15日の突然の帰国から1年8カ月が過ぎようとしております。皆さんご存じのとおり、5月22日には小泉総理が訪朝し、拉致被害者5人の家族が帰国いたしました。しかし、曾我さんのご家族3人につきましては、この中におられなかったわけでございます。これは、夫ジェンキンス氏が米国の訴追問題、これで日本に帰ってくることをためらったからであります。佐渡市といたしましても家族の帰国に備え、企画情報課の職員を20日から政府に派遣し、曾我ひとみさんとともにご家族をお迎えに上京しましたが、残念な結果となりました。

なお、総理が訪朝の際、ジェンキンス氏と対談して、第三国での再会を提案して了解を得たというふう聞き及んでおります。これを受け、5月30日に杉浦官房副長官、中山参与が佐渡を訪れまして、真野支所において曾我ひとみさんと面談し、意向確認いたしました。この後、候補地の問題をめぐりまして北京の場所ということで曾我さんがそれについて余り好ましくないというふうな意見を出したということで、この問題が起きたわけでありますけれども、政府も曾我さんの意向を尊重して再会場所の選定を現在行っております。我々としても、曾我さん家族全員が一日も早く佐渡で暮らすことができますように、最大限のサポートをしていきたいというふうに思います。

次に、警察署再編整備計画、これについてご報告申し上げます。佐渡の警察署は、佐渡西警察署、佐渡東警察署の2署がございます。本日新潟県警察本部から発表されました警察署再編整備計画、これによりますと、計画的に統廃合を進める警察署として、佐渡の2署、これが挙げられております。その理由として、合併して一つの自治体になり今後島内の一体性が強まること、離島であることから、本部からの応援が困難な場合にも対応できるように、警察力を強化する必要があるとしております。統合して、（仮称）佐渡警察署を設置するというふうに述べられております。また、統合に当たっては既存設備の活用を図りまして、交番を設置するなど工夫して住民の安全、安心の確保に努める、こういうふうにしております。なお、再編整備の期間は、本年から平成30年度までの15年間ということでございます。

次に、海洋深層水活用施設の使用開始についてご報告申し上げます。平成15年に着工しました海洋深層水活用施設につきましては、平成16年3月に完成し、引き渡しを受け、4月1日から分水を開始いたしました。この施設につきましては、島内産業の活性化と雇用就業機会を創出する、そのために建設したものでありますけれども、5種類の深層水を水産分野及び一般に分水いたしております。水産分野では、黒アワビの種苗生産や北国赤エビ等の畜養を今年度から開始いたします。非水産分野では、食品飲料等の製造業や農業、美容健康産業等に利用するとして準備を進めております。特に個人利用の家庭用飲料等に既に319人の申請がありまして、利用していただいておりますけれども、土日の休業日に分水要望が多いものですから、早急にその対応を考えているところであります。また、企業誘致の受け入れ態勢を整えるために用地確保や分水用パイプラインを整備し、早急に企業誘致を図りたいというふうに考えております。

次に、両津地区のし尿の国仲清掃センターでの受け入れ処理についてご報告申し上げます。このことにつきましては、平成10年2月開催の佐渡広域市町村圏組合の理事会におきまして、灰溶融固形化施設、旧

両津市のし尿処理、最終処分場の建設を3点セットで処理されることが決定され、灰溶融固形化施設は平成13年3月、旧両津市大字大川地内に、最終処分場は平成15年3月、旧真野町大字大川地内に建設し、それぞれ業務を開始しております。旧両津市し尿の国仲清掃センターでの受け入れ処理、これにつきましては当初平成15年度から予定しておりましたが、同センターの処理能力が1日50キロリットルに対しまして、旧両津市分を含めた受け入れ見込み総量は1日68.1キロリットルというふうに大幅にオーバーしております、受け入れが不可能な状況でありました。この対策として、財団法人新潟県下水道公社国府川浄化センターへの移送処理協議によりまして、平成16年3月に工事費4,767万円をかけまして接続工事が完了しました。予定より約1年遅れましたが、この4月からの国仲清掃センターでの受け入れが開始されていることをご報告申し上げます。

次に、白山第1住宅建設工事の進捗状況についてご報告申し上げます。佐渡市梅津地内に建設されている白山第1住宅建設工事は、5月末現在で進捗率67%、現在内装工事に取っかかりまして、外壁の吹きつけや内部では木工事を行っております。

平成14年6月に地質調査業務委託や測量業務委託及び設計委託の入札をおののの行い、平成14年12月には敷地工事を完了、平成15年9月に建物本体工事を12社入札ということで、おののの電気設備工事、機械設備工事についても分離発注方式で入札いたしました。工期については、平成15年6月25日から平成16年9月20日までの454日間となっております。10月1日の入居開始予定に向けて、順調に工事が進められていることをご報告申し上げます。

次に、教育委員会関係施設の工事の進捗状況等をご報告申し上げます。まず、赤泊小学校改築事業であります。平成15年から平成17年度までの3カ年事業として、赤泊小学校の改築事業のうち、校舎改築事業は平成15年、16年度の2年継続事業であります。平成15年10月3日に工事発注し、工期は16年12月20日までとなっております。工事の進捗状況は、5月末現在で22%の出来高であります。なお、規模は鉄筋コンクリート3階建て、延べ面積は3,909平方メートル、これです。

2番目は、松ヶ崎学校給食センター改築事業であります。この事業は、平成15年度事業で実施したもので、老朽化が進み、保健所からの改善指示に基づき改築したものであります。規模は、鉄骨づくり、一部鉄筋コンクリート、平家建てで、面積は185.02平方メートルであります。事業費は1億4,688万円で、平成16年1月22日に発注し、3月30日に完成しております。

3番目は、教育の森整備事業であります。この事業は、松ヶ崎中学校学校林伐採跡地を自然体験、森林教育の場として、平成15年から平成17年度の3カ年計画で整備を行うものであります。平成15年度は、階段工310段、木片歩道267.1メートル、ロープさく工208.3メートル、路面工51.3メートルの整備を行ったところであります。事業費は1,603万1,000円で、平成15年10月31日に発注し、平成16年3月30日に完成しております。

次に、教育委員会の管理主事及び指導主事の配置についてご報告申し上げます。3月1日の合併により、教育委員会所管の学校数が53校となり、県内では新潟市の98校に次いで多さでございます。このような状況下において、4月1日から佐渡市教育委員会学校教育課に、県教育委員会からの割愛人事により、新たに管理主事及び指導主事を配置したところであります。この両名の配置により、合併直後の学校教育現場の連絡、調整はもとより、新生佐渡市の学校教育のより一層の充実、発展が図られるものと期待してい

るものであります。

次に、畑野地区小倉地内の土砂崩れについてご報告申し上げます。平成16年5月11日午前5時ごろ、小倉集落の佃勇さん宅の裏山で地すべりが発生しました。地すべりの規模は、幅26メートル、高さ10メートルにわたってのり面が崩れ落ち、約550立方メートルの土砂が流出し、敷地内の物置小屋を押しつぶし全壊しております。幸い人的被害等はありませんでした。連絡を受けて、県地域振興局、本庁及び畑野支所で現場の状況を確認し、電話、電気の仮設、崩壊斜面のシート張り工及び大型土のうにより道路の通行を確保するとともに、県に早急の復旧を要望しているところであります。

次に、両津地区鷺崎地内の土砂崩れについてご報告申し上げます。平成16年5月31日午後1時50分ごろ、鷺崎集落より見立側に1キロメートルの地点、ここで土砂崩れが発生しました。土砂崩れの規模は、延長20メートル、高さ20メートルにわたってのり面が崩れ落ち、約70立方メートルの土砂が県道佐渡一周線をふさぎ通行不能となりましたが、これも幸い人的被害等はありませんでした。連絡を受けて、県地域振興局、本庁、両津支所及び両津消防署で現場の状況を確認し、夕方から県道をふさいだ土砂の取り除き作業を開始し、午後8時ごろ通行どめを解除し、通行を確保しております。

次に、両津地区柿野浦地内の土砂崩れについてご報告申し上げます。平成16年6月6日午前1時55分ごろ、柿野浦集落より約300メートル岩首寄りの地点で土砂崩れが発生しました。土砂崩れの規模は、幅40メートル、のり長50メートルにわたってそののり面が崩れ落ち、約700立方メートルの土砂と落石が県道佐渡一周線をふさぎ通行不能となっております。幸い人的被害等はありませんでしたが、県道の通行どめにより付近地区からの通学、通勤等に支障を来しているほか、現在東鶴島と岩首地区で電話が通じない状況があります。連絡を受けて、県地域振興局、本庁及び両津支所で現場の状況を確認し、できるだけの対応を進めているところでありまして、早期に復旧ができるよう県に強く要望しているところであります。

次に、主な建設工事の発注状況についてご報告いたします。佐渡市発足に伴い、工事及び関連する委託業務等の入札、契約業務については、企業会計を除き、まず建築工事についてはすべて本庁財政課工事管理室において行い、またこれ以外の工事等につきましては、500万円以上のものは本庁財政課工事管理室において、500万円未満のものについては各支所においてその業務を行っています。

平成16年度予算における5月末現在における支所を含めた当初期契約状況につきましては、発注件数で29件、金額では2億2,848万6,000円となっております。これの主な内訳といたしまして、農林水産業費関係では森林管理道岩首線開設工事、これは旧両津でございますが、など4件7,669万2,000円、土木費関係では海府幹線3号線法面工事、これも旧両津地区でございますが、13件1億1,829万3,000円、教育費関係では深浦小学校体育館改築工事設計業務、これは旧小木地区でございますが、3件1,789万2,000円、上下水道関係では石花簡易水道実施設計、相川地区などが7件1,375万5,000円、その他として2件185万4,000円となっております。

最後に、火災の発生件数及び救急出場等の状況につきまして、3月1日から5月31日までの間についてご報告申し上げます。まず、火災発生件数であります。3月13件、4月4件、5月3件で、この3カ月で20件となっております。種類別では、建物5件、林野7件、車両1件、その他7件でございます。救急出場件数は、3月213件、4月193件、5月221件、合わせて627件となっております。種類別で多いものから、急病が403件、一般負傷101件、転院搬送55件、交通事故45件となっております。救助出動件数は、3

月3件、4月5件、5月4件、合わせて12件です。種類別では、交通事故7件、風水害等自然災害1件、機械事故1件、その他3件となっております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

日程第5 施政方針演説

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、市長の施政方針演説を許します。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、私から平成16年度の施政方針について申し述べさせていただきます。

平成16年度の当初予算案及びそれらに関連する条例案等、その他諸案件のご審議をお願いするに当たって、市政執行に対する私の所信の一端と施策の大綱を申し述べさせていただきます。

本年3月1日、それまでの佐渡島内10の市町村が、多くの苦難を乗り越えながらも念願の一島一市を成し遂げまして、佐渡市誕生を迎えたところであります。ここに至るまでの間、佐渡の将来を考えた数多くの議論がございました。しかし、先人たちが営々と築き上げてきた佐渡を守り、さらに発展させていきたいという島民の願いがこの市町村合併に結びついたものだというふうに確信しております。

私は、この歴史的転換期に市政を担う機会を得ましたことについて、大きな誇りを持つとともに、その責任の重大さを認識し、佐渡市勢発展に向け、各種課題に誠心誠意取り組んでまいりたいと、決意を新たにしているものであります。

さて、我が国経済は、企業収益や業況、やや改善したというふうには見られていますが、雇用情勢は完全失業率が高水準で推移するなど、依然として本格的な景気回復とはまだ思えない状況にあります。

特に、佐渡島内の景気動向につきましては、これまで国の数次にわたった経済対策にもかかわらず、観光客の入り込み数がここ数年80万人を割り込んだ状態に象徴されますように、島の基幹産業の一つである観光産業に依然として明るさが見えておりません。また、農林水産業を中心とした伝統的基幹産業、これも国際競争の荒波にもまれ依然として低迷を続け、景気回復の牽引役になるべき個人消費の動向につきましても、明るい道筋にはほど遠いというふうに見ております。

こうした中で、国は地方に対して「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」、これに基づきまして、「三位一体の改革」を掲げ、国庫補助負担金の整理合理化、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しを推し進めてきているところであります。

特に、本年度の地方財政計画では地方交付税と臨時財政対策債、これ合わせた額が対前年度12%減という、いまだかつてない厳しい計画を示し、自治体財政に大きな打撃を与えていることは皆さん方もご存じのとおりでございます。このため合併直後の本市財政も大きくこの影響を受け、財源的に余裕のない予算編成を強いられたところであります。

佐渡は財政上の問題だけで合併を選択したわけではありませんが、国の財政が困難な状況下、この道を選んだ佐渡は他に比べ比較的穏やかに新しい時代に対応できることになったと、ひとまず安堵しているところではあります。今後は、歴史的な一島一市がなされたことを受け、合併のもう一つの目的とする、佐渡のために我々は何ができるかということにターゲットを絞り、住民と一体になって新しい未来を築き上げていく、先駆者の役割を担わなければいけないというふうに考えております。

さて、新生佐渡に与えられた数多くの課題に対処するために、新市では今後の課題解決に向けた戦略を組み立て、衆知を集めて、佐渡の行政課題に取り組みたいと考えております。このことから特に、次の9項目を中心課題としてとらえて皆さん方にご提案申し上げます。

1点目は、「環境問題」であります。

市民が健康で安心して生活できる社会を築くために、循環型社会の構築を目指してまいります。

高度成長時代、佐渡も他の地域と同じように環境に過大な負荷をかけてきました。祖先が年月をかけて受け継いできたかけがえのない自然環境を取り戻し、子々孫々に受け継いでいく責務を負っていることをまず自覚し、美しく限りある自然とともに生きる社会をつくるために大きく方向転換したいというふうに考えます。最終的には、できるだけ天から与えられる恵みで生きることができ、これを目標として、佐渡が環境問題の先進地としての位置づけ、確立、これを目指したいと考えております。

環境基本条例の制定を行い、「環境の島・エコアイランド」を宣言いたします。

2点目は、「トキの野生放鳥」と「離島特区」に向けた取り組みであります。

トキの放鳥につきましては平成20年に計画されているところでありますが、佐渡にトキが舞い飛ぶ姿が現実味を帯びてきた現在、佐渡としてもこの「時のネジ」を巻き戻す壮大な実験を全力を挙げて支援するところであります。

この貴重なトキをシンボルにして、周辺一円の減農薬有機肥料中心の農業経営を推し進め、国の構造改革特区や地域再生計画など国の施策も取り入れ、1次産業について安全安心を求める消費者ニーズの高まりに応じた、佐渡ブランド品の確立と付加価値を高めたいというふうに思います。このほかの産業についても各種規制緩和策を図り、さらに、民間や市民と知恵を出し合って新しい佐渡づくりを考え、規制や障害を排除する仕組みを構築して、「トキと共生できる」島づくりを目指すところであります。

3点目は、「空港」問題であります。

この問題は、合併以前からの懸案事項であります。佐渡という離島であるがためのハンディ、これは東京からの時間距離が沖縄や北海道よりも遠いという問題の克服と、佐渡の将来の産業振興、観光を始め交流人口の増加、災害救助を考えた場合の安心、安価でスピーディーなアクセスの仕組みとして大都市や海外とジェット機で直結できる空港は、佐渡にとってすぐさま対応すべき最重要課題の一つであると信じております。このことから、地元合意形成を図りながら早期事業化に向け、精力的に取り組みたいと考えております。

4点目は、「ユネスコ世界遺産」指定に向けての取り組みであります。

佐渡金銀山遺跡は、佐渡が世界に誇れる文化遺産であります。日本の歴史にとって、佐渡の金銀山が大きな役割を果たしたことはだれしもが認めるところでありまして、世界史の中の大航海時代のこの時代に、黄金の島ジパングとして名を刻んだ重要な遺産であります。速やかに世界遺産の指定を受け、後世に引き継ぐことが必要だと考えるところであります。そのため、関係各機関と連携を密にしながら指定に向けての体制を整え、努力をしてまいります。

5点目は、「観光振興」についてでございます。

佐渡観光客の入り込みは平成3年の121万人をピークに12年連続して減少が続いております。

近年の観光客の動向は、かつての団体旅行から個人や小グループ旅行へと構造変化を来しておりまして、

観光客は島民が気づかない多様な観光資源、これに興味を持って来島しているわけでありまして、その観点からも佐渡にはまだ多くの観光資源が存在していると言えるわけでありまして、県や佐渡観光協会等と連携した佐渡観光アクションプランや、佐渡百選及びときめきの佐渡観光推進事業等について、積極的な宣伝誘客活動を展開するとともに、各種イベントを開催し、佐渡をアピールしてまいりたいというふうに思います。

また、受け入れ態勢についても観光と農林水産業等と連携で他のすべての産業に影響を与えて、産業活性化に貢献が予想される。これにかんがみまして、観光振興を観光業者だけのものにとどめず、市民すべての関心事として訪れる人々へのもてなしの心を醸成することに努力いたします。また、旅館・ホテルと佐渡の食材を弾力的に利用できる地域のグルメレストラン育成など、その住みわけへの問題提起も行いたいというふうに思います。

6点目は、「佐渡の伝統文化の研究機関」の設立についてであります。

佐渡の歴史と文化を再認識し、有形無形の歴史・文化資産を保護継承し、子々孫々まで残していくことは現代に生きる私たちの責務であると考えます。そのため、島内の研究者や伝統技術・技能の伝承者を集め、貴重な資料の散逸を防ぎ、専門の研究機関を設置することで、各地に残る貴重な資産・資料把握、保存整理研究が行える、そのための「佐渡伝統文化研究所」、これは仮称であります、とも言える施設の設立を行い、伝統文化の継承に努めます。

7点目は、「医療、保健、福祉」の向上であります。

少子・高齢社会の進行、世帯構造の変化等に伴う医療・保健・福祉需要への対処は緊要な課題であります。また、これらに関連し佐渡の最大の問題である医師確保、高度な医療に対応可能な条件整備、民間病院等と連携した、医療体制づくり、これらを進めます。市民の健康保持増進のため健康診査等の受診率の向上を図り、疾病の早期発見、早期治療ができる体制整備に努めてまいります。

また、高齢者福祉も国が進める在宅福祉サービスの拡張拡大方針に基づき、積極的に推進するとともに、市民ニーズが多い施設整備につきましても地域に合った仕組みを整え、多くの要望に対応してまいります。

さらに、ノーマライゼーションの理念に基づいた、障害者福祉サービスの提供に努めながら、医療、保健、福祉が連携できるサービス体制の拡充に努力、あるいは目指します。

8点目は、「教育」でございます。

学校教育につきましては、基礎学力の底上げや子供たちに心豊かで創造性に富んだたくましさを持たせる、そういう教育を進める必要があると考えています。そのため、さまざまな活動機会の提供、地域が子供を育てる意識の醸成等に積極的に取り組んでまいります。

新学習指導要領におきましても、「確かな学力の向上、豊かな心の育成、たくましい体力づくり」を目指しており、本市も、学力の向上、いじめや不登校が生まれない心の教育の推進、体力の向上、特色があって地域と密着した学校づくりにより、諸問題の解決を模索いたします。

また、社会の国際化・情報化・成熟化等に伴う学習需要の増大に対応するため、生涯学習社会の構築が急がれております。佐渡におきましても、にぎわいのある地域づくり・島づくりを目指した、市民の主体的な学習活動への取り組みを支援してまいります。

さらに、生涯スポーツも住民自らが健康について意識し、進んで参加できる健康・体力づくり、そのた

めに取り組みを行ってまいりたいというふうに思うところであります。

9点目は、「島民参加と女性の参加を促す施策」であります。

にぎわいのある島づくりを目指し、市民が佐渡の将来を考えながら行政活動に積極的に参画できる体制づくりを行うことが必要であります。家庭、地域、職場を超えて参画できる機会と社会参加する女性にとって住みやすい社会環境づくりに努めたいと考えております。

特に、女性の社会進出に伴う男女平等意識の啓発や男女共同参画を促進し、女性の能力が重視される地域社会づくりに努め、幅広い行政分野へ女性参加を求める必要があると考えております。

そのため各種委員会や審議会等委員選任に当たりましては、急にはなかなかいかないにしても、おおよそ3割を下らないという目標を掲げ、努めていきたいと考えております。

これらを私の市政運営の中心的な柱として掲げまして、この実現に向けてこれから努力いたします。

平成16年度の当初予算につきましては、合併協議における合意事項を予算に反映させるとともに、旧市町村の意向を最大限尊重した予算としたところでございます。

予算規模は一般会計で534億9,000万円、合併前の旧10市町村の15年度当初予算と比較しまして、額で2億270万円増、率で0.4%の増となっております。

また、13の特別会計を含めた全体の予算は840億147万9,000円というふうになっております。

以上、今後の行財政運営につきましての基本的な考え方について述べましたが、次に、これ以外の行政分野の施策について概要をご説明したいというふうに思います。

1、生活基盤の充実につきましては、(1)、道路の整備でございます。

佐渡島内の道路体系は、一般国道を始め、主要地方道、一般県道を主軸に、市道、農林道が分布して、島内の経済・文化の流通及び住民の生活道路としての機能を果たしております。

本年度も、引き続き基幹道路である一般国道並びに主要地方道・佐渡一周線の整備促進を要望するとともに、市道につきましても、合併したことを最大限生かし、各地域の結びつきを第一に考え要望路線については最大限努力したいというふうに考えております。

(2)でございます。市街地の整備。

佐渡市における都市づくりについては、各地域の状況を踏まえ都市計画マスタープランを策定し、その区域内の用途地域を定め、豊かな自然の継承や景観創造、適切な開発誘導、にぎわいのある中心市街地の再生など、都市の健全な発展のための都市づくりを進めたいと考えております。

(3)、地域情報化でございます。

多様な住民サービスの実現に向けて、行政情報の管理・運用を十分考慮した情報通信基盤整備を行い、地域における情報格差の是正に向けて積極的に取り組みを進めます。前年度実施された新世代地域ケーブルテレビ事業に続き、本年度は、地域イントラネット基盤整備事業を行い、インターネット等を活用した公共施設間の行政情報システムを構築して、質の高い行政システムの実現に向け取り組みたいと考えております。

2番目に、自然との共生につきまして。

(1)、住環境の整備。

住宅政策は、近年、健康で安全な住宅志向へと住民ニーズが変化しており、住宅政策を進めるに当たり、

環境に配慮して整備された公園や下水道と一体となった住まい、災害に強い住宅あるいはバリアフリーなど長寿社会に配慮した住宅の普及促進を図るとともに、公営住宅の建設も促進しながら地域の活性化を図りたいと考えております。

(2)、水道事業でございます。

水道事業では、平成16年度も下水道の整備事業に合わせて配水管の布設替えを各地区で予定しております。

施設整備につきましては、汚泥乾燥設備の整備及び浄水場改築を進める予定であります。また、水源対策についても、事業化に取り組んでおります。

簡易水道事業につきましては、前年度に引き続き統合事業を進めてまいります。また、施設の老朽化や石綿管の更新のために基幹改良事業や水道未普及地域解消事業に取り組むこととしております。

(3)、下水道事業でございます。

下水道事業では全国平均・県平均からも大きく遅れている普及率の向上を目指し施設整備に努めたいと考えております。

また、漁業集落排水施設及び農業集落排水処理施設の整備、並びに整備区域外につきましては合併処理浄化槽の設置を進めていきたいと考えております。

3番目、安心・安全なまちづくりについて。

(1)、消防体制の充実であります。

昭和23年の消防組織法施行以来、消防体制の充実が図られ、消防需要の増大並びに高度化・専門化に対応してきたところでありますが、さらに常備消防を中心とした消防防災体制の拡充強化を図りたいと考えております。

消防15分圏、救急30分圏の実現に向け、消防施設整備として分遣所を新たに設け、対応したいと考えております。

また、常備消防化が進展した今日でも、消防団の役割は極めて大きいものがあります。近年は、社会環境の変化等に伴い、団員数の減少等の課題に直面しており、団員確保のための対応策の検討が必要だと考えております。

(2)、救急業務の充実でございます。

現在、本市の消防職員に救急救命士が14人在籍しておりますが、救急業務の重要性を考えた場合、今後も、資格取得に向け職員の養成を図ることが必要と考えます。

また、救命率向上に向け、医療機関の医師・看護師との信頼関係を築き、メディカルコントロール体制を構築しながら、高規格救急車の導入を行うことで救命率の向上を図りたいというふうに考えております。

(3)、国民健康保険事業であります。

国民健康保険事業につきましては、健全な財政運営を図るために、日ごろからの、市民の健康保持増進が必要であります。そのために疾病予防や早期発見・早期治療に努め、総合的保健事業にも積極的に取り組みます。

4、豊かな暮らしに向けて。

(1)、農業の充実でございます。

従来営まれてきた営農類型や地域的なまとまり、地形的・規模的な生産条件から、佐渡島内を概略的に4地域に区分し、各地域別振興方針を統一してビジョンの具現化を図りたいと考えております。

また、土地の有効利用を進めるため、国営・県営総合土地改良事業、県営圃場整備事業等を積極的に活用して土地生産基盤整備を推進してまいります。

(2)、林業の充実でございます。

林業従事者の高齢化や木材の価格低迷、安価な外国材の輸入により林業を取り巻く情勢は、かなり厳しいものがございます。そのため林道や作業道の開設・舗装を進め、島内の林道網を活用し森林組合と連携をとりながら森林施業を推進してまいります。

(3)、水産業の充実でございます。

水産業を取り巻く環境は、輸入水産物の増大、乱獲等による水産資源の減少、これらに漁業者の高齢化等も加わり非常に厳しい状況であります。

水産資源を持続的に利用し、良質な水産物を安全で効率的な供給、これを行うために漁港建設と、快適な漁業集落、そして生活環境の改善を進めるために漁業生産基盤の整備と漁村環境整備に取り組んでまいります。

(4)、商工業の振興。

佐渡市の商工業は過疎化、少子高齢化が進み、長引く景気動向の低迷等を受け大変厳しい状況であります。

今後は、地元購買力はもとより、各地域が特色ある商店街や景観整備等を行い、観光客にも重点を置いて、地域が主体となって集客力を高め、散策して楽しく、住んでみたいまちづくりにより活性化を推進することが重要であると考えております。

また、観光産業と連携し、農林水産物を活用した製造業の振興と新規産業の育成を支援してまいります。

(5)、海洋深層水利活用事業でございます。

新しい地域資源として、島内産業の活性化、雇用就業機会の創設を図るため前年度に建設した、各種海洋深層水利活用施設の活用を図るため、本年度は、企業受け入れ態勢を整え、早期の企業誘致を目指し佐渡の活性化につなげたいと考えております。

5、行政改革の推進と人材育成についてでございます。

市町村合併は、それ自体が目的ではなく目的達成のための手段であり、簡素で効率的な組織・機構実現に向けた結果としての一面があるのはご存じのとおりでございます。

市町村合併は最大の行政改革だと言われておりますが、合併後の佐渡市においても行政改革を日々行う必要がございます。

また、佐渡市が住民要望を的確に行政に反映していくためには、職員の持っている多様な潜在能力を引き出し、その資質、能力の向上を図り、それらを積極的に活用していくことが必要であります。

このことから、人材育成については民間の発想や手法の導入・応用、さらに自己啓発など、広範囲な職員研修を行いたいと考えております。

最後に、以上、平成16年度佐渡市の行政運営に臨む私の基本的な姿勢と、施策の大綱及び所信の一端を申し述べさせていただきました。

合併して間もない佐渡市は、直面する多くの課題を抱えております。私は、それを真正面から受けとめ、住民視点で必要と考えられるもの、あるいは、佐渡市の将来にとって目指すべき目標に値するものについて積極的に取り組み、確実な行政運営を行っていきたいと考えております。

また、地方分権時代を迎え、「自己決定・自己責任」を問われる我々地方公共団体は、今まで以上に、厳しい自治体経営を求められているものと考えます。そのために、より効率的な行政を目指し、行政改革を始め職員の資質の向上、限られた財源の効率的配分に努めると同時に、輝かしい佐渡市の未来を築き上げていくため、情報公開にも努め、住民とともに島を考え、ともに歩く姿勢を維持し続けていきたいと考えております。

新しい佐渡の出発に当たって、かつてない体験をしようとしているこの島は島民のすべての方々とともに働く姿勢がなければ夢の実現はありません。「すべてを佐渡の未来と子供たちのために」、そして、「賑わいの島づくりを」を合い言葉に力強く一步を踏み出すことをご提案申し上げて、平成16年度の施政方針といたします。

日程第6 報告

○議長（浜口鶴蔵君） 報告第1号から第5号までについて市長の報告を求めます。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、引き続きまして報告並びに提案議案のご説明を申し上げます。

まず、報告第1号でございます。平成15年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして。本案は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成15年度佐渡市一般会計繰越明許費の繰り越しについて、別紙のとおり報告するものでございます。

報告第2号になります。平成15年度佐渡市一般会計継続費繰越計算書について。本案は、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成15年度佐渡市一般会計継続費の繰り越しについて、別紙のとおり報告するものであります。

報告第3号 平成15年度佐渡市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について。本案は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成15年度佐渡市簡易水道特別会計繰越明許費の繰り越しについて、別紙のとおり報告するものであります。

報告第4号 平成15年度佐渡市簡易水道特別会計継続費繰越計算書について。本案は、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成15年度佐渡市簡易水道特別継続費の繰り越しについて、別紙のとおり報告するものであります。

報告第5号 平成15年度佐渡市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について。本案は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成15年度佐渡市下水道特別会計繰越明許費の繰り越しについて、別紙のとおり報告するものであります。

日程第7 議案の上程・提案理由の説明（議案第38号～議案第73号）

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、議案第38号から議案第73号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、提案する議案のご説明を申し上げます。

議案第38号 佐渡市特別職報酬等審議会条例の制定について。本案は、佐渡市における特別職の報酬等の額について審議する佐渡市特別職報酬等審議会を設置するための条例を制定するものでございます。現在報酬額については合併調整方針により支給していますが、社会情勢の変化などに対応して検討が必要な場合に備え審議会を設置するものです。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、引き続き議案第39号 佐渡市総合計画審議会条例の制定について。本案は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、佐渡市の総合計画を策定するに当たり調査及び審議する機関として佐渡市総合計画審議会を設置するために必要な条例の制定をお願いするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第40号 佐渡市都市計画審議会条例の制定について。本案は、平成12年4月1日から地方分権一括法の施行に伴い都市計画の決定に関する事務が自治事務とされたことにより、都市計画法第77条の2第1項に基づき、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、都市計画審議会を設置し、その組織、運営、その他必要な事項について条例において定めることとしたものでございます。なお、このことにより、新潟県の都市計画審議会を経る必要はなく、知事の同意を得ることにより都市計画の決定ができることになりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第41号 佐渡市水道運営審議会条例の制定について。本案は、佐渡市水道課が行う水道行政について必要な調査、助言を求めるための審議会を設置し、その組織及び運営、その他必要な事項を定めるものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第42号 佐渡市マリンタウンプロジェクト推進委員会条例の制定について。本案は、佐渡島の南の玄関港である小木港及びその周辺地域の活性化と事業推進を図るため、合併前に旧小木町で制定されていた小木町マリンタウンプロジェクト推進委員会条例を引き継ぎ、佐渡市マリンタウンプロジェクト推進委員会条例として制定するものです。小木港マリンタウンプロジェクト整備計画は、平成17年度を目標年次として、小木港及びその周辺の活性化を図るため策定されています。当推進委員会は、市長の諮問にこたえ、事業の推進及びその他必要な事項について調査、審議し、答申するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第43号 佐渡市地域振興基金条例の制定について。本案は、新市建設計画に基づき、合併特例債を活用して佐渡市地域振興基金を造成し、地域振興を図るための基金の設置に必要な条例の制定をお願いするものです。この基金の果実により、イベント開催、文化事業の推進、地域行事の展開、伝統文化の伝承及びコミュニティー活動等の活性化を促進し、佐渡市の一体感の醸成を図ろうというものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第44号 佐渡市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡市の設置に伴い、市長が選挙されるまでの間、その職務を行う市長職務執行者に対し、給与及び旅費を支給するために専決処分した条例ですが、市長が選挙されたことにより不要となることから、条例を廃止するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第45号 佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、政務調査費については議会の会派にのみ交付する規定となっておりますが、これを会派に属しない議員についても交付できるように一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第46号 公益法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本市から職員を派遣している財団法人赤泊村振興公社の登記名称が平成16年3月23日付で財団法人赤泊振興公社に変更となったため、同条例の一部を改正するものです。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第47号 佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、カーフェリーの船賃について、市長、助役、収入役の特別職については当分の間一般職の運賃を適用すると規定しているところではありますが、本年4月から特2の区分の運賃が廃止されたことに伴い、当該規定を削除し、特別職については1等の運賃を、一般職については2等の運賃を適用させるよう一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第48号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、法定受託業務である船員手帳の交付または書きかえにかかる手数料について、地方公共団体の手数料の基準に関する政令の一部改正に伴い、本市手数料条例の一部改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第49号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津地区白山第1住宅建替事業の竣工に伴い、同住宅を平成16年9月1日より供用開始するため、佐渡市営住宅条例の一部を改正するもので、これに伴い既設白山第1住宅は、同年10月1日をもって廃止するものです。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第50号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、消防組織法に基づき、消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務、その他身分取り扱いに関する条例であり、平成16年3月1日から施行されておりますが、別表第1の中の両津消防団及び相川消防団の報酬金額に誤りがありましたので、金額の訂正をし、別表を改めるものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第51号 新たに生じた土地の確認について（羽二生地内）。本案は、新潟県が道路改良事業により施行した道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認をするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第52号 字の変更について（羽二生地内）。本案は、新潟県が道路改良事業により施行した道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域の変更をするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第53号 新たに生じた土地の確認について（入桑地内）。本案は、昭和62年に旧両津市が入桑漁港内において漁港局部改良事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得、新たに生じた土地の確認を行った土地の内側の土地の国有海浜地について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、新たに生じた土地の確認をするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第54号 字の変更について（入桑地内）。本案は、昭和62年に旧両津市が入桑漁港内において漁港

局部改良事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得、新たに生じた土地の確認を行った土地の内側の土地の国有海浜地について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域の変更をしたいので、議会の議決を求めるものであります。どうぞご審議のほどよろしくお願いたします。

議案第55号 新たに生じた土地の確認について（鷺崎地内）。本案は、新潟県が鷺崎漁港内において漁港改修事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、新たに生じた土地の確認をするものであります。よろしくご審議のほどお願いたします。

議案第56号 字の変更について（鷺崎地内）。本案は、新潟県が鷺崎漁港内において漁港改修事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、新たに生じた土地の字を変更したいので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いたします。

議案第57号 過疎地域自立促進市町村計画の策定について。本案は、佐渡市の設置に伴い、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の過疎地域として佐渡市が過疎地域に指定されたことから、同法第6条の規定により市町村過疎計画の策定について議会の議決を求めるものです。現行の過疎地域自立促進市町村計画の前期分の計画期間は、平成12年度から16年度までの5カ年となっております。合併前には旧佐和田町、旧金井町を除く8市町村が過疎地域に指定されておりまして、8市町村それぞれに過疎計画が策定されておりました。合併に伴い、佐渡市全体が過疎地域に指定されまして、旧市町村計画は法的効力がなくなるため、佐渡市として平成16年度分のみの前期計画を策定するものです。よろしくご審議のほどお願いたします。

議案第58号 平成16年度佐渡市一般会計予算について。平成16年度の主な施策につきましては施政方針で述べたところでありますので、予算の編成方針及び予算の大綱についてご説明申し上げます。平成16年3月1日に佐渡市が発足したことに伴い、新生佐渡が歩み出す第一歩となる予算編成を行ったところであります。国が掲げた三位一体の改革に連動して、地方公共団体に示された地方財政計画における地方交付税の伸び率はマイナス6.5%、臨時財政対策債の伸び率がマイナス28.6%、この二つを合わせた伸び率が12%の減と大幅な減額幅が示されたところです。このことが新市の船出をする佐渡市の予算編成にとって大きな障害と考えられる状況でありました。しかしながら、この状況下でも合併したことによる各種補助金の助成措置の活用、あるいは合併効果等による経費削減に努め、厳しい中でも佐渡市がスタートするために必要な条件整備、これからの佐渡が必要とするものに配慮して予算編成を行ったところであります。

歳出におきましては、合併協議で確認された各種住民サービスの予算措置、また合併に伴い社会資本の充実に向けて計画された事業等を盛り込むと同時に、扶助費、公債費等の義務的経費、各種福祉施設、衛生施設等の維持管理経費等の経常経費についても所要額を計上したところです。予算規模は534億9,000万円で、平成15年度旧市町村の当初予算に比べ2億270万円の増、率で0.4%の増となりました。歳出における目的別の主な構成状況は、民生費が94億6,184万円で17.7%、総務費が88億5,648万3,000円で16.5%、公債費が84億9,662万8,000円で15.9%、土木費が60億5,861万7,000円で11.3%、農林水産業費が58億6,614万9,000円で11.0%、教育費が56億1,831万7,000円で10.5%、その他となっております。

一方、歳入においては国の地方財政計画を参考にして、市税は平成16年度の税制改正や旧市町村における税収動向並びに今後の景気見通し等を考慮して積算計上し、国庫補助負担金等の一般財源化に伴う所得譲与税の新設等についても積算の上、計上してございます。また、地方交付税は合併に伴う合併算定がえ及び合併補正による影響額を今後の補正財源等も考慮して計上し、市債につきましても合併特例債並びに平成16年度地方債計画に基づく臨時財政対策債の減額分を試算して予算計上を行っております。歳入の費目別構成状況は、地方交付税が192億600万円で35.9%、市債が99億740万円で18.5%、市税が54億7,643万3,000円で10.3%、繰入金が52億9,323万1,000円で9.9%、県支出金が44億5,774万6,000円で8.3%、国庫支出金が36億1,625万9,000円で6.8%、その他となっております。

以上が平成16年度当初予算の大綱であります。国の財政構造改革に伴い、かつてない厳しい地方財政計画が示された中、地方分権時代に対応した簡素で効率的な行財政システムづくりを目指し、真に合併してよかったと感じられるにぎわいの島づくりとするため、限られた財源を有効活用し、市民とともに考えた施策を着実に実施してまいります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、議案第59号をご説明申し上げます。平成16年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。国民健康保険制度は、我が国の社会保障制度の一環として実施され、制度発足以来医療保険の中核として地域住民の医療の確保や健康保持、増進に大きく貢献し、重要な役割を果たしてきました。しかしながら、加速する高齢化社会と一向に改善される気配のない経済状態は、住民医療の確保に少なからず支障を与え、老人医療を含めた医療費の増加、若年被保険者の減少、低所得者の増加等保険者にとってはますます厳しい財政運営を余儀なくされているのが現状であります。こうした状況を真摯に受けとめ、今後の事業運営に当たりましては、住民の負担を極力抑えつつ、医療費の抑制に努めるためにも保健事業等の強化を行い、疾病の予防や早期発見をすることにより、健康で豊かな社会生活が送れるよう事業運営を図りたいと考えております。予算の内容であります。総額は歳入歳出それぞれ59億9,610万円となっております。歳入予算の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、医療給付費等交付金、繰入金などで、うち保険税の額は一般、退職被保険者、合わせて19億849万7,000円となっております。歳出予算の主なものは、保険給付費39億6,977万5,000円、老人保健拠出金12億7,577万1,000円、その他介護納付金、保健事業費などとなっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第60号 平成16年度佐渡市老人保健特別会計予算について。老人保健制度は、高齢化社会の到来に対応するものとして、疾病の予防、治療、機能訓練に至るまでの総合的な保健事業として実施し、それに係る老人医療費を公平に負担することを目的として創設された制度であります。また、長期的に制度の安定を図るために幾度となく制度改正が行われています。しかしながら、医療費全体に占める老人医療費の割合は、高齢化の進展に伴い、今後とも増加が避けられないのが現状であります。こういった状況を踏まえ、レセプト点検事務を強化充実することにより医療費支給の適正化に努めるとともに、安心して老後を過ごせるよう事業運営を図りたいと考えております。予算の内容であります。総額は歳入歳出それぞれ90億2,250万円となっております。歳入予算の主なものは、基金交付金55億570万円、国庫支出金23億1,016万5,000円、その他繰入金などとなっております。また、歳出予算では、医療費が89億6,736万2,000円となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第61号 平成16年度佐渡市介護保険特別会計予算について。介護保険制度は、実施から5年目を迎

え、国では制度全般に関し検討を加え、見直しが行われております。合併後の本市における介護保険事業の状況は、16年3月末で第1号被保険者2万3,856人、要介護、要支援ともに認定者数3,402名となっております。認定者は、増加傾向にございます。このような状況の中で、本予算案は介護保険制度の保険者として介護保険事業に係る保険給付を行うため所要の予算を計上したものであります。予算総額は、49億4,810万円となっております。歳出の主なものは、保険給付費47億4,053万6,000円、総務費1億9,708万9,000円、財政安定化拠出金602万6,000円などであり、一方、歳入では支払基金交付金15億1,697万円、国庫支出金12億8,729万1,000円、繰入金8億6,664万7,000円、保険料6億8,457万円、県支出金5億9,256万7,000円などとなっております。なお、16年度の保険料につきましては、合併に伴い保険料を統一いたしまして、保険料基準額の月額換算で2,500円となっております。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第62号 平成16年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億8,402万4,000円とするものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料、国庫支出金、一般会計繰入金、市債であります。歳出の主なものは、施設の維持管理費といたしまして委託料4,494万2,000円、工事請負費に1億729万円を計上しました。また、合理的、効率的な維持管理を図る観点から、建設改良費に20億2,178万5,000円を計上し、両津支所の前浜、両尾の2地区、相川支所、畑野支所の畑野、小倉地区で平成15年度に引き続き統合事業を進め、16年度から赤泊支所でも4簡易水道を統合するための再編推進事業を予定しております。また、施設の老朽化や更新のため、生活基盤近代化事業を相川、佐和田、羽茂支所で予定しており、さらに小木支所では水道未普及地域解消のための事業も予定しております。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第63号 平成16年度佐渡市下水道特別会計予算について。予算の総額は、それぞれ歳入歳出66億6,691万円で、歳入の主なものは国、県支出金、一般会計繰入金、市債であります。歳出の主なものは、各浄化センターの維持管理業務委託料6,717万9,000円、国府川浄化センター維持管理負担金2億2,247万4,000円を計上しました。下水道整備事業といたしましては、市民の生活環境の向上、公共水域の水質保全を図るため、公共下水道の恩恵を受けていない羽茂地区の浄化センター建設工事に本年度から着工することとし、本年度は3億2,400万円、平成17年度債務負担行為として4億5,000万円を設定しております。両津湊地区の汚水中継ポンプ場は、平成15年度に引き続き2億8,301万円を計上して建設し、この地区の汚水の流入に対処するため、両津浄化センターの2系列目の水処理施設の建設に、本年度2億5,221万円、平成17年度債務負担行為として1億2,000万円を設定しております。さらに、佐渡市全体の下水道面整備を30億7,943万4,000円計上し、引き続き計画的に進める予定でございますし、国仲処理区の排水量の増大に伴う長石ポンプ場の建設負担金に2億1,302万7,000円を計上いたしました。農漁村部の生活環境の改善、閉鎖性水域の保全のための施策といたしまして、平成16年から小木江積地区で事業化を内定しておりますし、佐渡の地域では初めてとなる農業集落排水施設を赤泊川茂地区で事業化することとし、所要の委託料を計上しました。また、接続率の向上のための施策として助成金や利子補給制度を活用しながら、市民への広報に努め、促進に力を入れていきたいと考えております。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第64号 平成16年度佐渡市土地取得特別会計予算について。本予算案は、土地開発基金との関連の中で、漁港修築事業に伴う加茂湖の公共用地取得に対応する用地取得費及び既借り入れ分の長期債の償還金、並びに基金から生ずる利子等の繰り入れについて措置するものであり、予算総額は3億3,193万円と

なっております。その主な財源としては市債が3億2,000万円、一般会計繰入金として1,167万4,000円等を充当するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第65号 平成16年度佐渡市宅地造成特別会計予算について。当特別会計は、過疎地域の活性化を促進するために住宅団地を整備し、住みよいまちづくりに寄与することを目的として、旧真野町において平成7年から9年度にかけて、県補助金と地域開発事業債を財源として実施した宅地造成事業の特別会計予算であります。造成面積は1万3,430平米で、内訳は宅地分譲用地30区画9,642平米、道路及び緑地帯3,788平米であります。平成9年8月から分譲を開始し、15年度末までに27区画の販売を済ませており、残り3区画の早期売却を目指しております。本予算の歳入の主なものは、1区画の売却を見込んで財産売払収入として812万5,000円、前年度繰越金108万1,000円を計上しております。歳出の主なものは、地方債償還金として873万2,000円の支出等必要な経費を計上したもので、歳入歳出の予算の総額は922万5,000円となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第66号 平成16年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。当施設は、開設後24年を経過し、特別養護老人ホームとしては島内5施設のうち一番歴史のある施設となっております。現在ホームにおいては、介護保険法施行後、定員105名の介護老人福祉施設、定員7名の短期入所生活介護事業、そして居宅介護支援事業を行っております。現在の入居、入所状況は満床の状態であります。施設入所におきましては利用者が直接施設に申し込みをし、施設と契約を取り交わすことになっていますが、国の運営基準の一部改正もあり、入所決定につきましては公平、透明性が確保されるよう指針が示されたところであります。これを受けて、島内特別養護老人ホーム5施設では、県の指導もいただきながら、昨年一年をかけて統一した新しい入所基準を作成し、この8月から実施してまいりたいと考えておるところであります。したがって、従来申込順に入所を決定していたところですが、今後におきましては必要性の高い申込者が優先的に入所できるようになります。現在施設入所者の平均要介護度は4.7と、県下の施設では高い施設となっております。本予算案は、入所者介護等に必要な経費を計上しているもので、予算総額4億3,825万3,000円であります。歳入の主なものは、施設介護サービス費3億6,853万7,000円、短期入所生活費介護費1,729万1,000円、利用者個人負担金4,456万6,000円、歳出では施設運営費3億3,449万7,000円、給食費3,633万6,000円、福祉費4,263万5,000円となっているところであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第67号 平成16年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本案は、佐和田地区の五十里財産区特別会計予算ですが、歳入歳出の予算の総額は73万円となっております。歳入の主なものは、使用料及び基金繰入金です。歳出の主なものは、管理会費及び総務管理費等の経常的な経費であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第68号 平成16年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本案は、佐和田地区の二宮財産区特別会計予算ですが、歳入歳出の予算総額は355万円となっております。歳入の主なものは、財産収入、基金繰入金及び造林事業費受託事業収入です。歳出の主なものは、管理会費、総務管理費及び造林保育事業費等の経費であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第69号 平成16年度佐渡市新畑野財産区特別会計について。本案は、畑野地区の新畑野財産区特別会計予算ですが、歳入歳出の予算の総額は619万1,000円となっております。歳入の主なものは、運営費並

びに造林事業負担金、財産収入等です。歳出の主なものは、管理委員会費及び造林地管理事業費等の経費であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第70号 平成16年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計予算について。本案は、畑野地区の松ヶ崎財産区特別会計予算ですが、歳入歳出の予算の総額は7万4,000円となっております。歳入の主なものは、運営費負担金です。歳出の主なものは、管理委員会費の経常的な経費であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第71号 平成16年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本案は、真野地区の真野財産区特別会計予算ですが、歳入歳出の予算の総額は389万2,000円となっております。歳入の主なものは、造林事業負担金及び基金繰入金等です。歳出の主なものは、管理委員会費及び造林地保育管理事業費等の経費であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第72号 平成16年度佐渡市水道事業会計予算について。本案は、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ12億2,384万9,000円、資本的収入は8億2,819万8,000円、支出は12億215万1,000円であります。平成16年度も安全で安定した水の供給のため、建設改良事業として全地区で老朽管更新及び配水管布設替え事業を予定し、施設の効率的な利用を図ってまいります。また、両津地区におきましては浄水場の整備、新穂地区では簡易水道生活基盤近代化事業の最終年度になりますので、所要の工事請負費を8億5,968万8,000円の予定額を計上しました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第73号 平成16年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、佐渡市病院事業について、市立両津病院、介護老人保健施設「すこやか両津」、市立相川病院の各施設における収支をもとに積算し、編成したものであります。新年度予算の内容については、まず収益的収支の収入面で医療収入が26億2,692万円、うち入院収益は10億6,637万円、外来収益は10億4,731万5,000円、その他医業収益1億1,360万4,000円、介護老人保健施設運営事業収益3億9,513万1,000円、訪問看護収益450万円、医業外収益が2億2,416万5,000円、収益全体では28億5,108万6,000円を見込み、一方で費用全体では33億4,618万7,000円を予定しております。この結果、収益的収支の損失額は4億9,510万1,000円となる見込みであります。次に、資本的収支の収入では、一般会計から出資金等で1億7,481万7,000円となり、支出ではナースコール改修及び給湯管布設替え等で6,500万円、企業債元金償還金等で1億8,804万5,000円を予定しており、資本的収入が資本的支出に対して不足する7,822万8,000円は、今後の一般会計からの出資金及び過年度損益留保資金等で補てんするものであります。病院の経営環境は引き続き厳しいものがありますが、経営の健全化に努め、自治体病院の使命であります地域医療の確保、医療水準の向上、住民の健康増進に努めてまいり所存であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） ここで暫時休憩します。

午前 11時43分 休憩

午後 1時14分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案に対する質疑

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案の順序に従い、質疑を許します。

議案第38号 佐渡市特別職報酬等審議会条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 特別職の報酬等審議会条例の制定についての質疑を行います。

このたびのこの条例を見ますと、ここに私らの旧両津市の例規集を持ってあります。この例規集でどうなっているかといいますと、ここには、第1条の設置です。「市長の諮問に応じ議員報酬等の額について審議するため、佐渡市特別職報酬等審議会を置く」と、こうなっておりますが、旧来のものを見ますと、設置、第1条、市長の諮問に応じ議会の議員の報酬額並びに市長、助役、収入役の給与額についての審議と、こういうふうになっておりますが、ここになぜ市長及び収入役を省いて後ろへ回しておるのかということがこれ第1点です。

その次に、今度は旧来の条例を見ますと、諮問の中で毎年報酬審議会を置いて、これに報酬審議会に諮問すると、ただし特別の事情のあると認めるときにはそれに限らないと、こういうふうになっておりますが、今度はこちらの条例を見ます、新しい条例。これを見ますと、第2条のところへいくと、所掌事項という形になりまして諮問ではない。こういう形になって、「市長は、議会の議員の報酬の額並びに市長、助役、収入役の給料の額並びに議会の議員及び会派の政務調査費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について、審議会の意見を聴く」と、こういう形になっております。大きく違います。なぜこれを大きく変えておるのか、まず。これをお伺いしたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務課長。

○総務課長（親松東一君） お答えします。

まず、第1点目の設置について、市長の諮問に応じ議員報酬等ということで、後段に市長、助役が入っているということが旧両津市の条例だということですが、この佐渡市の条例の原案としまして議員報酬等というところに市長、助役を含めるという解釈でございます。

それから、2番目の所掌事務ということにつきましては、いわゆる議員と特別職の報酬を変更するには条例の提案が必要ですので、その変更するための条例を議会に提出するときに審議会の意見を聞いて提出をするようにというのがこの所掌事務であります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 書いたものどおり読んでおるだけではないか。おれの聞いていることを答えていないでしょう。おれの聞いていることは、なぜ議員報酬等だけにしたのか。今までのものであると、特別職の報酬等審議会条例というものは、市長及び助役、収入役、この方たちの報酬において見るのですよと、これをひっくるめているのですよという、今度はその部分を省いて、議員等となぜくくったかと、私は入れておいた方がわかりやすいと思うのです、入れておいた方が。この報酬等特別審議会においては、市長も当然、助役も収入役も当然これで諮るということがあって当たり前だと、その下にそれを加えて、今度は次のところへ。今度は、今までののを見ると毎年諮問すると、私ここのところ大事だと思うのです。諮問をしていくという。私らできたばかりの議会ですから、私どもの議員の報酬が高いか低いか、私はまだ

調べていない、ほかと比較して。しかし、過去において両津市は670の団体の中で一番最低額の報酬だったのです、両津の市議会議員は。その当方で、市長はたしかけつから10番目だと思う。議会は、22を一気に4人も削減をして、そしてなおかつ全国最低の報酬をもらっている。市長報酬も下げるべきではないかという議論をしたことあるのです。しかし、とうとう表の俎上に上がらなかった。しかし、このように毎年一応置きますよと、これ。毎年開くを前提にすると。ただし、特別のことがあった場合はその限りでないというものであった方がいいです。これだと、やろうと思えばいつでもやれる。変えようと思ったときだけ、市長は提出しようという気持ちになったときだけ招集すればいい、その他は一切招集しなくてもいいということになる。これではこの審議会の意味をなさないのではないですか。本当の目的を果たさないのではないですかと、私こう言いたいのです。報酬審議会を設けるというからには、そういう細かいものが必要ではないかと、私こう言うのです。なぜこういう省いた規定にしたのか。市長がやろうと思ったときだけ、それ以外のときはやらなくてもいいのだと、なぜこの規定にしたかということを知りたい。この答えが出ていない、この答えが。読んだだけだ。この答えが、なぜこうなったかという答えが出ていない。これをお聞かせをいただきたいと、こういうこと。

○議長（浜口鶴蔵君） 総務課長。

○総務課長（親松東一君） 竹内議員のご指摘のとおり、この条例は市長が特別職の報酬の額を変更するための条例を議会に出すときに諮問をするというのがこの条例の趣旨ですし、今竹内議員のおっしゃる旧両津市は、毎年報酬審議会を開いて審議をしていたということですが、それはそれぞれの考え方で結構だと思いますし、この条例は議会に出すときに諮問をしてご意見をお聞きするというのがこの条例の趣旨です。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 早速見直さなければならぬことは現実にあるのです。7万の自治になっておいて、大体議員の政務調査費が月額8,000円なんていうのは見直さなければならぬ、これ。長がとにかく開こうと思えば開けるのだし、思わなければしなくてもいいというやり方は問題あると思うのです、これ。今までのように、毎年一応開くのだと、審議会を置いて開くと、ただし特別状況が大きく変わっていないようなときにはその限りでない。今のこれ、長に全権を与えておけるのです、これ。私は、早速これ見直してもらわなければならぬと思うのです。報酬審議会で諮ると、恐らくその中で60人おるからいいだろうと、30人になったらもうちょっと7万都市並みに上げるといような答えが出ると思うが、しかし諮ってもらう必要性はあると思うのです。これ私の所管のところですから、委員会でやりますが、これ修正を絡めて研究してください。答弁はいいです。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ちょっと大事なことを二つ、三つちょっと質問をしておきますが、大体この順序とごろが悪過ぎると。どこが悪いかというと、3条、「審議会は、委員10人をもって組織し、審議会には会長を置く。」と、こうなるのではないか。だから、ごろが悪いものになってしまっていると。そして、もう一つは2項へ行って、「諮問に係る答申が終わったら解任される。」と、こうなっています。そして、委員の解任が先にあって、4条へ行って「会長を置く。」と、「その会長は委員の互選による。」と、こうなっているわけです。だから、ここのところはこれから総務委員会ですか、そこで審査するのだから、これ逆になっておるから、それをまず直した方がよからうと。

それから、2条では、この後議案第45号で政務調査費に関する条例改正が出てくるわけでしょう。そうすれば当然それと同時に出す条例であるから、これは最後のところは議会の議員の政務調査費の額に関する条例を議会に提出しようとするときはではないの。ここに会派以外の者の、私の今言うておるのは、この後出てくる議案第45号のところに、会派に所属しない者にも出しますよと、こうなっておるわけ。そういう条例に改正しようという、その同じ条例を審査するときに、「会派の政務調査費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは」と、こう断ることはないのではないの。会派を取ってしまえばいいのではないか。そうでしょう。議員の政務調査費の額に関する条例を議会に提出しようとするときはと。

それともう一つ、教育長に対する扱いというのが不明確になっている。どうせ特別職を入れるなら、教育長は一体どうするのかという問題が残る。だから、今ここでどうこうせいと言ったって、本会議場で修正というのはできないのです。ここでは修正できないわけだから、私は問題点として指摘しておく。まず、第1点に教育長を何で外したのだということが一つ。それから、政務調査費に何で会派という頭をつけたのだと、これは全く必要ない。文法的に問題はない。それから、委員と会長を置くというところの整合性のある文章にすべきではないか、私はこう思います、いかななものでしょうか。

答弁しようと思ったら、せいと言うと嫌だからしないという、こういうことになるから、そういうことは言いませんが、私の指摘しておる点について、もっともな点があるでしょう。今後私は委員会審査のところ、今私が指摘した2点、3点の問題についてよく審査をして、場合によったら議会のご協力をいただいて、整合性のあるきちとした条例にしていきたいと、こう思います、いかなものですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務課長。

○総務課長（親松東一君） ただいまの加賀議員のご質問ですが、そういう意味で私どもまだまだ勉強が足りませんし、加賀議員は9期という超ベテランでもありますので、これからまたご指導いただきながら、条例等の勉強について研さんしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、教育長の件ですが、教育長につきましては、私ども給与上は一般職ということで取り扱いをしておりますので、この条例の中には含まれないということでご理解を願ひたいと思ひます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 第8条、「審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める」となっておりますが、条例ができてから定めますよというあなたたちの言い分はあるだろうと思うのです。しかし、教育長に対する扱いというようなものは、その中で文書化して残すのか、それは全く今の総務課長の言ったようなことで、それはもう収入役まで決まってしまうと、あとはそれで自動的にそっちの方も決めてしまうのだよという話なのか、その辺のところはどういう扱いにしようというお考えなのか。もちろんこの市長が別に定めるというのは、審議会に対する扱いについて、条例だけでは満足できないものは市長が別に定めるという、その運営規定を設けるということなのだが、そこではどういうふうにされるのか。本来なら市長が別に定めるという必要条項があれば議会に資料として私は提出すべきだと、こう思うのですが、その点はどうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務課長。

○総務課長（親松東一君） 教育長の取り扱いですが、教育長につきましては県内でも多分そうだと思いますし、これ全国的、全国的ってちょっと失礼ですが、全体的に教育長は一般職の公務員であるというのが別途定められておるようですので、この別に定める中には教育長の文言は特別必要ないような気がしますし、それから先ほどの第8条、委任につきましては、加賀議員おっしゃるとおり、審議会の運営等につきまして規則で定めるということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 若干竹内議員さんと重複するところがありますが、第2条、私、市長の諮問委員会であるという委員会の性格というものをもう少し中身あるようにご説明いただいた方がいいのではないかなと、こう思っております。毎年必ずしも報酬審議会を開く必要があるのではないのかということは、市長の考え次第ということになろうかと思えますので、そうであるならば諮問委員会というものはこういう性格であるということを経括するような、もっとわかりやすくご説明いただいたらいいのではないかと、こう思いますのと、あわせて議会議員の報酬、この間全員協議会のときに議会議員の報酬は全国議員のレベルの中で低い方に合わせる、そして市長は市長会の報酬の中で高い方に合わせる、こういうような説明があったかと記憶しております。それを思うときに、どういう根拠ということで、この間21日に初報酬をいただきましたが、ああいう結果になったのか。そういったこと自体の、この決めた報酬の、第2条に該当しますが、基準。これは、基準もいろいろと合併前に報酬審議会等は合併審議の中でそういう形で進められた案に基づいて基本的に報酬をお支払いになったのだと、こういうことのようにありますが、そこら辺について、これは総務課長よりむしろ市長です。財政逼迫の中、健全財政を保たなければならぬ中、既に単年度で収支ショートが出てきておる中、自らこの私が今申し上げた点に関して、どういったご姿勢か。お考えがありましたら、まずお聞かせをいただきたい、こう思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務課長。

○総務課長（親松東一君） 前段の第2条関係につきましては、大澤議員ご指摘のとおり、私の舌足らずでございまして、まことに申しわけありませんでした。

それから、次のご指摘の報酬の方が議員は低いと、それからその他は高いという、これはおっしゃるとおり法定協議会の中で報酬審議会という委員を選定をしまして、その中でもいわゆる第三者的な立場からお決めになったものを今回の3月1日に条例の専決をさせていただいて、前の臨時議会でご承認をいただいたと、そういうような経過でございまして、なお、その額につきまして、いろいろ高いとか安いとかというご意見があれば、また議会の方と市長の方でいろいろすり合わせの上、報酬審議会等を開くと、いわゆる条例改正のための審議会を開くということになろうかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） あえて私が今の情勢を見て、市長さんはどういうお考えを持っているかということをお聞きしたのですが、これはひとつ後の審議会で検討するやに総務課長のご説明もありましたけれど

も、同じ両輪として、苦勞をともしにする議会と首長の間報酬で、片や高い所に報酬を定めて、片や、まあ人足並みだから低い方に定めるなんていうような、そういったことは、これは議会も、いわゆる和をもって議会を尊重するということではいささか遠い見解だと、こう思うのです。多い少ないということではなく、やっぱり一律の統率された理解というものを市長は持つべきだと、こう思います。これは、審議委員会が決めることだけではなくて、市長の方からやはりそういった意見を私は口にするというのも、一つの平等な考えのもとでのいわゆる相談事だと、こう思うわけでありますので、ぜひそこら辺を含めて市長にお考えだけ聞かせていただきたいと、こう思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今のご質問にお答えをしたいと思いますのですが、まず残念ながら高いか安いかにいうことの大澤議員がお聞きになったようなことをまだ聞いていないものですから、何とも言えませんが、もしそういうことがあるのであれば、さっき大澤さんがおっしゃったように、普通のバランスのとれた金額として決めていただくのが当たり前だと思うのです。おっしゃられるまでもないというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第38号の質疑を終結いたします。

議案第39号 佐渡市総合計画審議会条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 1点だけ聞いておきます。

本来であれば、これは審議会で、市長諮問に応じてという審議会ですから、あれだと思うのですが、審議会の委員は50人以内とすると、とんでもない数字です、これ。本来であれば15名とか、多くても20名と。ところが、ここだけ飛んで50名という数値を何ゆえに上げたのか。丸投げするのですか。あなた方が策定計画、まずつくるのでしょうか。諮問の部分について、この部分どうですかと、こういう提起の仕方をするのでしょうか。部分諮問するのでしょうか。最後に総合諮問になるかもわからぬけれども。そうすると、50人なんて、どこへ上がっていくのですか、これ。とんでもないところへいきます、混乱のもとになると思うのです。どういう意図で、本来なら15から20と、この辺が恐らく諮問機関としては限度だろうと私は思うのです、審議会としては。どうしてこれを50にしておるのか、これだけを1点だけお聞きしておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） 今ほどのご質問であります、この50人の内容につきましては、新市ビジョン検討委員会を参考にいたしました。それぞれの分野ごと、各分科会、五つの分科会に分けまして、都市基盤、生活環境、保健医療福祉、産業、教育文化コミュニティーの五つの分野に分けまして、それぞれの分野で検討していただこうと、そういう趣旨で50人以内という形にさせていただきました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） とんでもない考え方をしています。この前の新市ビジョンと全然違うのです、これ。佐渡市のこれからの総合開発計画をやるのですよ。状況は全然違います、これ。それを同じ人数にしておくなんていうこと、本当にこんなことをして計画つくったら、これ大変なことになります。この前は合併

というものに合意していくために、あれは無理やりに50人を入れてつくったのです。今度は、そんな考え方で、地域別みたいな考え方、地域代表みたいな考え方で佐渡市の総合開発計画なんか考えたら大変なことになります。あなた方、まず現業の人がどういう方向でいくか、この部分をどう諮問するか、こういう形で最終的に練り上げていくというのが私妥当性あると思うのです。それを全部丸投げするのですか、今話を聞くと、何を一体考えておるのか、私本当に。これまた私のところですか。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○54番（竹内道廣君） 私のところですから、やりますけれども、とんでもない考え違いをしています。答弁要りません。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第39号の質疑を終結いたします。

議案第40号 佐渡市都市計画審議会条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第40号の質疑を終結いたします。

議案第41号 佐渡市水道運営審議会条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第41号の質疑を終結いたします。

議案第42号 佐渡市マリンタウンプロジェクト推進委員会条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） このマリンタウンプロジェクトの推進委員会条例、条例を見ますと小木を中心にしてやるという、それはそれでいいとして、第6条、この「委員会の庶務は、小木支所産業建設課において処理する」、こんなことをやっているから佐渡市が動かないのです。プロジェクトをやって条例までつくっているものならば、本庁がこのことを掌握しなければどうする。これは、小木は小木に任せておけばいい、本庁も議会もわからなくてもいいという仕掛けのこの条例。これは、どこで扱うのかわかりませんが、どうしてこの小木の産業建設課でこの委員会の庶務を扱うのか。それでは、本庁はどうしてこれを掌握するのか、お答え願いたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） 今ほどの質問にお答えいたします。

この庶務につきましては、猪股議員ご指摘のように、本庁、いわゆる建設課という案もございました。しかし、このマリンタウンプロジェクト、このたびの委員会推進につきましては、小木港並びにその周辺の地域というふうなことでございまして、ここに本庁の建設課が加わらないというものではございません。いわゆる細部と申しますか、中心になってやる課というような意味で、小木支所というのをあえてここにつけ加えたものでございます。このプロジェクトにつきましては、内容も小木支所からも当然説明も受けておりまして、この条例につきましては十分我々もこの推進委員会につきましては加わっていかねばならないというふうな考えております。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） これ建設課が担当だそうだし、私の所管ですから、後で聞きますが、この後もま

た出てくるわけですがけれども、佐渡市になった。佐渡市になって、箇所はこういうところでやります。両津でやります、相川でやります、小木でやります、それはそれで結構。しかしながら、審議会の委員はそこに任せておけばいい、名前だけ市長の名前で審議会委員を決めるということではなくて、佐渡全体のバランスの中からこういうものが必要なのだ、そういうふうな考え方のできる委員を選ばないと、所管は小木支所に置いて、そして恐らく審議会の委員も小木の人たちでやるというふうなことならば、佐渡市になった意味がない。これは答弁は要りませんし、所管で聞きますけれども、こういうふうな佐渡市になっても10カ市町村と同じようなことをやるということは、もうそろそろやめるべきだと思うので、これは所管で聞きますが、この後も出てきますが、そのように注意をしていただきたい。答弁は要りません。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） ほぼ猪股さんのご質問に該当しますが、これ佐渡全体がマリントウンでしょうか、そういったもの言うならば該当事業にこの全体が入るような私気がするのです。ここで条例として小木ということ特定しておりますが、それでは我々が将来、湾岸道路を一生懸命佐和田はやっておりますが、質場にマリントウン構想を仮に持ちたいと、市長がその事業を採択したと、こういうことになったときには、それぞれの候補地ごとにこの条例をつくるのですか。そういうことをまずお聞きいたしたい。これですと、小木というものに特定、私は大いに小木についてはやっていただきたいとは思いますが、そういうことではなくて、第1条、小木港及びというのを該当港あるいは目的事業港及びその周辺のこと書きかえたらいかがでしょうか。そうすればこの条例一つ使って、言うならばほとんど消化することができると思うのですが。これを一つやるとすると、今後の事業化に応じて、言うならば条例を設置していかなければならぬ、こういうようなことになろうかと思うのですが、それについてはいかがでございましょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） 今ほどの質問にお答えいたします。

この小木港という文言でございますけれども、この推進委員会につきましては、先ほど提案理由の中でも申し上げましたように、平成17年を目標年次としましてということでございます。来年度の目標ということでございまして、あと残された小木港の計画、いわゆる小木港の港湾計画に基づきまして、このマリントウンプロジェクトは旧小木町において策定していたわけでございますけれども、この小型船のたまり計画、あるいは大規模地震に伴います対策、設置計画、それらのものがあと残されているというようなことございまして、あと小木港以外のいわゆる佐渡には両津港、赤泊港、二見港、それぞれ港湾ございしますが、それぞれの港につきまして、既に例えば赤泊港につきましても対岸とのこういった協議会、プロジェクト等もこの後県が中心になり行うような協議会等もこれから予定されております。あと両津につきましても、予算の中にもありましたが、両津港のこれからの促進、いわゆる開発計画というような促進協議会もございまして、そういったところで、いわゆる港、港に対してのプロジェクトが当然必要になってくると思います。そしてまた、この港をそれぞれの点としまして、それを一括したそれぞれの港の線と線で結び、面的に佐渡をとらえていくというような方向で、これにつきましてはこれからの佐渡総合開発計画等に網羅されていくということをお願いをしたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 課長、行ったり来たりやっても仕方ないと思います。課長、私の言っているのは、将来的ビジョンについてお聞かせいただきたいというのではないのです。小木港の言うならばマリントウプロジェクトというのは、終わってしまえばこれは用を果たしたと、ご苦労さんということで、この条例は当然なくなるということで解釈をすればいいのだと思うのですが、それでは改めてそういった事業計画が起きたときには、その都度、都度計画に合わせてその条例を、推進委員というものをつくってやるのかどうか。佐渡全体が周りはみんな海だから、どこでもマリン構想するのは持ちやすいわけですが、そういったことを考えたときに、全体的なマリン構想の中のこれはごく一部だという解釈でいいのか、それともその都度、都度に応じた条例、推進委員会で条例をつくるというような解釈でいいのか、そここのところをちょっと確認させてください、こういうことで私申し上げたのですが、その点についてお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） 今ほどの大澤議員のとらえ方、そういった考え方でいいかと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） これで3回目ですので、これで置きますが、市長もお聞きになったと思いますので、都度、都度そういうことで事業に応じて委員会の設置条例をつくると、こういう課長の思いだけでも、最終的には事業を執行される権者は市長でありますから、市長も今の考え方でよろしいですか。それだけ確認しておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今の大澤議員の質問にお答えしたいのですが、これはたまたま合併の前に旧小木の地区でできておった条例なものですから、それを継承して条例をそのまま一つ上げたわけでありまして、この後は佐渡全体を考えた条例を制定するというように考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第42号の質疑を終結いたします。

議案第43号 佐渡市地域振興基金条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） これは、例の地域振興基金、40億円まで積み上げるというやつだと思うのですが、ここの中にこういうことが書いてあるのです。第5条、「市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる」と、こうなっておりますが、この資金は私40億も積んでおいて、利ざやのない時代に、これは大変なものだと考えたのですが、そこでこの方法をとりますと一借流用がこの基金ではできますか。一借が年間80億円ぐらい用意しておるのでしょう、回していくために。これを繰り返し、繰り返し使って、一借運用ができますか、この基金で。この方法論で。財政課長だな。利息さえつけてくれれば、出し入れは市長はさせていいのだと、こう言っておるのだ。そうすると、これが一借のときにこのものを使えるかと、こう私聞いておるのだ。そうすると、銀行から借り入れなくとも、利ざやで返せばいいということになると、一借運用ができるということになるのだが、それはできますかと、こう聞いておる、答え。どうです

か、これ。答えただけ、答えだけ。一借にはこの基金は使えないとするのか、一借でもいいのですよと、利だけ繰り戻してくれればいいのだというのか、どういうのだかと。ある意味で制約がある基金だと思うのだ、これ。県、国、持ち合いだな、これきつと。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） 今ほどの質問にお答えさせていただきます。

基金条例等につきましては、今お話しのように、歳計現金に不足を生じた場合においては、本来一時借り入れ等をする場合がありますが、そのほかに基金の繰りかえ運用を行うこともできるとなっております。この基金がその繰りかえ運用の制度に乗って運用できるかということではありますが、基金の目的からいいますと問題あるのかなという気はしますけれども、基金としてとらえればこうした運用も可能かというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 基金の目的と運用から考えると、この方法は極めて私有効だと、逆だと思うのです、これ。この基金は、利ざやを稼いで地域振興のために出していくという、利ざやが稼げない時代にどうして利ざやを稼ぐか。40億もこうやって基金積んでおいて。そうしたらこの第5条に、確実な繰り戻しの方法と期間及び利率を定めれば出すのだと、こう言っておるから、これで使うとかなりの今度は利率のいい金貸しになれるな、そうすると運用益がいっぱい上がるなと、私はこう見て、しかしこれには国、県の合併制約があるから、これはそういう形で使えるか、一借等にも使えるかというて聞いただけなのです。答えは、簡単明快なのです。利率さえ稼げればそれでもいいのだと、この金は。利子浮かしてもいいという金なのかどうなのか。

○議長（浜口鶴蔵君） 財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

この基金は、本来基金から生ずる果実を運用するものでありますので、この基金を一時借り入れのかわりに運用するということは無理があるというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第43号の質疑を終結いたします。

議案第44号 佐渡市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第44号の質疑を終結いたします。

議案第45号 佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第45号の質疑を終結します。

議案第46号 公益法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） この条例は、141ページにあります。それで、この改正もさることながら、第2条にこの派遣ができるところが社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会、そのほかが財団法人赤泊村振興公社と、この二つしかない。公社は佐渡市に幾つもあるのですが、なぜこの赤泊振興公社一点に絞られているのか、どういう形で職員を派遣しているのか、そこを教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務課長。

○総務課長（親松東一君） お答えします。

従来市の職員が派遣なり出向するということになりまして、身分上の問題でいろいろ裁判等が提起されているというようなことから、地方自治法の改正を行いまして、条例で定めた場合には派遣等はよろしいですよというふうの一部改正がなされました。その結果、佐渡市の場合には現在社会福祉協議会と赤泊村振興公社に対して派遣をしているということで、この条例もそういうふうになっているということであり

「何人、どういうふうな形で派遣しておるのか。振興公社はどういう仕事をやっているのか、そういう中身を教えてください」と呼ぶ者あり

○総務課長（親松東一君） わかりました。では、赤泊支所長の方からお答えしていただきます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

赤泊支所長。

○赤泊支所長（中川逸郎君） 今のご質問の件でございますが、総務課長がお答えしましたように、地方条例といいますか自治法の改正によりまして、従来安易に三セク等に職員をお手伝いに出しておった形態があったのですが、裁判等でその不都合が指摘されまして、法制化されたということで、はっきりしようということで、従来赤泊では社会福祉協議会と振興公社に限って、該当する法人でございますので、職員を各1名ずつ出しておりました。それを受けまして、今佐渡市になりましたが、継続して法制化いただけるということで皆様方をお願いしておったわけでございますが、いずれはご承知のように何年間というような制約等もございます。引き揚げなくてはならない形態もございます。また、必要であれば人員を交代して行ってもらうというケースもございますが、早々にひとり立ちして職員の派遣が必要ないようにという考えでおりますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） お二人の答弁ともちょっとずれているので、私が聞いていることに答えていないのですが、要するになぜこの赤泊振興公社だけが特定されているのか、公社はいっぱいあるのに。今ちょっと所長なので、昔からやっておるから当面やらせてもらうということなのですが、こういうものもきちんとやってもらわないと困ると、もう一つはこの赤泊振興公社というものがどういう仕事をやって、なぜ市の職員を派遣されなければならないかという根拠が明確ではない。これも総文でやるのですか。時間がないので、これ以上答えは要りませんけれども、非常に矛盾をしている条例だと思っておりますので、ぜひこれは総文できちんと修正するなり、あるいは説明ができるようにしていただきたい。

以上。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第46号の質疑を終結します。

議案第47号 佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第47号の質疑を終結します。

議案第48号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第48号の質疑を終結します。

議案第49号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第49号の質疑を終わります。

議案第50号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 改正の中で、改正してもこういう結果。両津消防団の団長は10万700円をもらえますと、南佐渡消防団長は13万1,000円をもらえますと。両津の消防団員は1万4,600円をもらえますと、南佐渡の消防団員は2万5,000円をもらえますと。これは、今までの経過措置があってやむないことだと思うのです。改正してもここまでだったのです。しかし、職務権限、任務が皆同じで、これだけ差があったら不自然である、だれが考えても。いつごろまでに調整するのかだけを聞いておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

消防長。

○消防長（加藤侑作君） それでは、竹内先生の質問に対してお答えをいたします。

その前に、一つお願いをいたしておきますけれども、実は両津消防団の報酬金額でございますけれども、平成15年の3月の両津市議会定例会で報酬金額の減額改正がなされておりました。そして、議決をいただき、平成15年4月1日から施行されておりました。それが16年3月1日から施行の佐渡市の当条例で、別表でございますけれども、両津市消防団の報酬金額が改正前の金額でありました。誤りに気づいたのが4月の初旬でございますけれども、それと相川の消防団の報酬につきましては、これは校正時に間違いは気づきました。いずれも事務的な誤りでございまして、おわびを申し上げます。どうか正式な金額、訂正した金額で別表に改めさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

それから、もう一件でございますけれども、報酬金額に余りにも開きがあると、いつ統一を図るのかというお話でございました。実は、先生ご承知のとおり、私どもの組織というのは600人ぐらいの組織、これ両津でございますが、それから私どものところが550名ぐらい、中央消防団。それから、南佐渡消防団が420名ぐらい、それから相川消防団が340名ぐらいです。いずれも大きな組織でございますし、組織の特異性から、やはり一括して一気に報酬を変えるということになりますと、いろんな意味で指揮命令系統にも影響があるやに感ずるわけでございます。その辺のことから、合併協議会での調整方針といたしまして

は、常備消防の拠点が整備され、運用を開始した後、段階的に統一を図ると、これは報酬についてでございまして、それから機械、管理手当につきましては当面は現行どおりとし、合併後5年以内に段階的に統一を図ると、これが合併協議会の調整方針でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） おおむね5年以内に整備をするという認識に立って了としますが、むしろこういう形で指揮をとる方が不自然です。あなたがとるのでしょう、隊長だから。全体を。各それぞれから不満、当然出ます。おれのところこれだけしかもらっていない、おれのところあれだけもらっている、これで総合大会やったら、気合いの入りが違います。いっぱいもらっておるところは頑張るに決まっておる。5年以内ということを知りましたので、それを了とします。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 今の議案の関連している質疑ですけれども、先日この臨時議会がありまして、そこでは今両津消防団のお話が出ましたけれども、団員は年額1万900円と、そういう段階で、本来であれば先ほど市長の提案理由で誤りがあったと、両津と相川ですか、消防長の方もありました。しかし、誤りは誤りで、今後きちんとしなければならぬと、そのための今回の一部改正であると、こう思いますが、先ほど臨時議会ありまして、本来であればきちっと臨時議会で一部改正しなければならなかったのではないかと、こう思いますが、どうでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

消防長。

○消防長（加藤侑作君） お答えをいたします。

実は、先ほども申し上げましたけれども、間違いに気づきましたのが4月の10日ごろでございます。本庁の総務課長ともご相談を申し上げましたところ、この後定例会でお願いしようと、そういうことになりました。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 2点目は、この団員の報酬ですか、5年以内に統一するというお話がありましたけれども、やはりその基本的な考え方、5年以内に統一すると、そういうちょっとあやふやな点がありますので、その基本的な5年以内の統一する考え方、その資料あるいは今後団員などの定員計画、その資料など、そして4消防本部が今後1消防本部に統合して、新市消防本部庁舎を建設していきますが、その位置について計画されている資料、あるいは前浜、海府分遣という位置も含めて、委員会前にぜひこの資料を提出されて、この議案に対してさらに私は審査しなければなりませんので、以上の資料を求めたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） それはどなたに。

○25番（中村良夫君） 消防長、どうぞ。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

消防長。

○消防長（加藤侑作君） お答えをいたします。

前段部分でございますけれども、実は消防団の設置条例というところに消防団連合会という構想がございまして、そこで直轄市においては四つの消防団がございまして、やはり歴史的にも、また今活動状況からもそれぞれ体制が異なっておりますので、連合会の中の協議会で総務部会、詳しく申し上げますと、総務部会で報酬等々についてもご論議をいただくというふうな考え方を持っております。

それから、後段部分でございますけれども、位置等々でございますが、合併協議会のご承認いただいた本庁関係につきましては、旧新穂村畑野町衛生施設組合の焼却場の周辺というご承認の項目に沿って進めさせていただきたいと思っておりますし、それから分遣署につきましては、やはり分遣署の15分エリアというのがございまして、その辺も含めて、ここ、ここというような格好では申し上げにくいかわかりませんが、ここからここまでの間にというような格好でご提出させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 51番、祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 今の消防長の説明を聞いておまして、これはそうですかというわけにはいかない。例えば職務中にけがをした場合、このときの補償はどうなりますか。いわゆるこの報酬金額がもとになって算出されるのでしょうか。そうではないのですか、違いますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

消防長。

○消防長（加藤侑作君） お答えをいたします。

祝先生言われるとおり、一定金額の算出根拠になっております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） そうだとしますと、5年以内などということにはならない。今すぐに並べなければだめだ。けがをされた方が、この基本に沿ってまた自分の補償されるものが違うと、そんなことが認められますか。これは、すぐに直す、そうでなければならぬ。5年の根拠は何だ、はっきり示してください。

○議長（浜口鶴蔵君） 消防長。

○消防長（加藤侑作君） お答えをいたします。

期限5年以内という調整項目になっておりますし、先ほども申し上げました協議会等々で早急にご審議をいただく方向で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） そうすると、これは5年ではなくて、すぐにやるというふうに理解すればいいのですか。そんなあいまいなことではだめです。どこに合わせるのか、低い方に合わせるのか、高い方に合わせるのか、どちらかでしょう、そんなもの。その辺の調整はきちんとしてください。これは、普通の業務と違って、我々の安全を守る側です。その人たちの士気が喪失したらどうなるのですか。一番大切なところでしょう。佐渡市のタイトル、安全、安心の基本、この基本を守れないなら、合併そのものが崩れていく、その基本の中にあるということを十分に認識してやってください。これは、市長、どうですか。もう5年ではなくてすぐ見直すということでもいいですか、どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 力強いお言葉、私もできたらそういうふうにしたいとは思いますが、ここまでみ上げてきた過程もあるわけで、できるだけ早く調整するという気持ちは十分受けとめております。周辺状況や、こればかりで終わるわけではありませんので、全体にかかわってくることだと思しますので、今の言葉は十分重く受けとめて、努力します。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 経過と協議があってという消防長のお話ですが、その協議はわかるが、大した金額ではないのです。職員の給与を変えるというのは、これはちょっと難しいのですが、消防団の報酬なんていうのは大したものではないわけです。だから、一体何が議論になっておるのか。あなただって、この佐渡市になって消防団の報酬の金額に大きなばらつきがあるというのを容認できるはずはないと思うのです。そこで、あなたにお聞きしたいのですが、財政当局との間の話が詰まらぬというのか、消防団、これ幾つかありますが、その消防団内部に協議調わずという問題があるのか、あるとすればそれは何なのか、ちょっとご説明願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

消防長。

○消防長（加藤侑作君） お答えをいたします。

実は、消防団の内部でやっぱり考え方の開きがございました。

以上でございますが。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） あなたは子供の使いではないのだ。消防団内部に異論があったと、こういう意味なのですけれども、それだけではわからない。例えば四つある消防団のうち、例えば団長でいうと一番高いのが南佐渡ですか。ここが、おれのところは両津よりは高くならなければならない必然的な事情があるという主張があったのかなかったのかとか、もうちょっと具体的に言ってもらわないと、内部でというようなことを言われても、我々は情報がないわけですから、わからない。だから、もうこれは一気に解決しなければならぬと私は思いますが、それについては消防長の方からどういう問題があってすぐには決着がつけられないのだという具体的な説明がないと、わかりましたということでは引き下がれないのです。それは、ぐだぐだした答弁は結構ではありませんが、あなたの言うように短絡した答弁も、これは結構ではないのです。だから、もうちょっとわかりやすく事情を説明願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 消防長。

○消防長（加藤侑作君） お答えいたします。

加賀先生、実は消防団、両津さんの報酬についても、また相川さんの消防団の報酬についても、また中央消防団の報酬についても、南佐渡消防団の報酬についても、やはり今までの歴史的な背景というようなこともございますし、またそれを取り巻く情勢と申しまししょうか、そういうこともございまして、実は合併協議会でいろんな形で審議をさせてもらったことも事実でございますが、結論といたしまして消防団長等の会議、土会の役員会と申しますけれども、これは旧名前でございますが、その中でもご審議をいた

いただきましたが、やはり前段私が申し上げたような部分もございまして、なかなか調整が図れなかったことが事実でございます。そのために、一応5年以内に調整をさせていただくというような文言にさせていただきました。

以上でございますが。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、消防長に聞きます。

一番高い南佐渡の報酬規定で統一した場合は、幾らになるのか。金額のことです。幾らになるのか。現行だと幾らになるのかと、ここをちょっと明らかにしてほしい。それから、もし低い方が高い南佐渡に合わせるとしたら、どこが文句を言うのですか。南佐渡が、おまえらは歴史的に言っただけで低かったのだから、上げることはまかりならぬと言っておるのか、一体その辺の関係のところをきちっとしてほしい。もう一つ、財政当局に聞きたい。この問題で財政当局がかかわり合いを持ったことがあるのかどうか、この消防団の報酬のことについて。

それから、企画情報課長、あなたは合併のときのかんりの主役を演じておったと思うのです。一体そのときに手こずっておるしっぽというので、しっぽがあって、わずかな金額だと私は思います。それが一気に解決できない何らかの事情があったのかどうか。あったからって、それを了とするわけではないけれども、我々は。大したことなければさっさと変えればいいので。

まず、消防長の説明が一つ、それから財政当局はかかわり合ったかどうか。なお、企画情報課長はかつての合併協議会等の中でこの問題がどういうふう処理されてきたのか、この3人の話を聞けば大体わかるだろうと思う。それがわかった上で、ここで一発解決というわけにはまいらぬが、委員会においても少し詰めてもらいたいと思うので、その辺のところをわかりやすくひとつご説明を願いたい、3人から。

○議長（浜口鶴蔵君） 消防長。

○消防長（加藤侑作君） 加賀先生のお尋ねでございます高い方にした場合幾らとか、まことに申しわけございませんけれども、今数字を持ち合わせておりませんので、後日提出をさせていただきたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

〔「数字はいいけどさ、中身は言えるんでしょ。金額じゃなくて。金額は、まあわからんでいいです。中身を上の高い方にそろえたら、文句言うところがおるんだか」と呼ぶ者あり〕

○消防長（加藤侑作君） 高い方が一緒になると文句を言うのではないかというご質問でございますけれども、先ほど申し上げたように、やはり13万1,000円、南佐渡でございますけれども、その報酬金額に到達するまではいろんな歴史があるというようなご発言がございました。その辺でご理解を賜りたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） ただいまの加賀議員のご質問にお答えさせていただきます。

予算要求の段階では、そうした要求の相談は受けておりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今もいろいろ思い出していたのですが、余り記憶にございません。ただ、お話を思い出してみますに、確かにこの消防団の関係については、先ほど消防長の方が申されましたいろんな時代的な流れの中での事情があったのだというふうに、今若干思い出しつつありますが、そういうところであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 今いろいろ聞かせてもらっておりますが、どうも不明確な部分が大分ございます。後で私の所属の総務委員会に回ってくることにいたしておるようでございますので、詳しくはそこでまた聞くこともできるのですが、先ほど来聞いておりますと、事故があった場合補償がどうなるのかという問題も出てまいりまして、消防長の答弁ですといろいろ討議をした中でと、5年以内に見直しをするのだというお話もございました。さて、それを見ますと、へき地から高くなっておるようでございますが、事故があった場合に両津の消防団の人たちは、この安いので結構でございますという審議過程があったのかどうか、それだけお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

消防長。

○消防長（加藤侑作君） お答えをいたします。

私説明が不足、少し少なかったかもわかりませんが、今両津の消防団の報酬に対して補償云々というのではないのです。これは、一定額に対しての補償ですし、両津の消防団の方々ももしけがなされても、高い方の団員がけがなされても、金額はまったく変わりございません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 消防長さん、あなたに私エールを送るわけではありませんが、祝議員がおっしゃったということで、両津は団員より多いということも頭に入れながらその点をお聞かせいただきたいのですけれども、補償の部分をちょっとお聞きいたしたいのですが、要はあなたは財政当局にどうも遠慮しながらお話しされておるようなのです。ところが、財政当局はあなたの思いをちっとも知らないと、こういう受けとめ方をしておる。だから、内々の話をしたというようなことで全然認めていない。そうすると、我々が勘ぐるので、これはあなたたちだけの私見ではないのかなと。今まで報酬に対してそれぞれの歴史があったという、加賀議員が言うように、高く払って怒る議員はだれもいないです。ですから、高いところに合わせて、一日も早くそういう状況も含めて、そういったことを解決するという意味で調整を早くして、決定をすべきだという方向で踏み切って、私のところはしたがって一番安いところも上げると全部で2,000万ぐらい要りますよと、あるいは高いところはそれなりにそのまま受け入れるわけですから、スライドすればいいわけですが、もろもろの、プールしますと3,000万近くいきますよとか、そういう数字が出てくるはずですよ。そのものを執行者である市長と財政当局にあなたの方から速やかに申し上げて、何もあなたが卑屈にここで遠慮しなければならないこと、何もないのです。ところが、聞いておると、どうもそういうふう聞き取れる。ですから、私はあからさまに、今財政難ですぞということ、少し遠慮してこういう発言したのなら、事実はこのように一日も早く、5年以内なんて言っておれぬのだというようなことをもう一回あなたは考え直そうとされるのか、いや何としても5年間かけて、消防法やあなたのみ

とめに沿って調整していくことだから、緩やかにしていきたいのだと、こういう考えなのか、そのところをはっきりしないと、今のあなたの答弁の結論は我々議会サイドにするとどうも合点がいかなぬ。財政当局のは何もだめだと言っていない。それに対してあなたがこれだけ要りますと、欲しいということと言っていない、では何にも話は進んでいないと、こういうことになってしまいます。ですから、そのところをもっとつまびらかにしていただいて、速やかに言っていただいて、あなたは自分の気持ちを大切にされた方がいいと思うことを申し上げて、お答えいただけますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

消防長。

○消防長（加藤侑作君） お答えをいたします。

今大澤議員が言われたとおり、私ども消防団長会議等々でご協議をいただきまして、そういうふうにやらせていただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第50号の質疑を終結します。

議案第51号 新たに生じた土地の確認について（羽二生地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第51号の質疑を終結いたします。

議案第52号 字の変更について（羽二生地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第52号の質疑を終結します。

議案第53号 新たに生じた土地の確認について（入桑地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第53号の質疑を終わります。

議案第54号 字の変更について（入桑地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第54号の質疑を終わります。

議案第55号 新たに生じた土地の確認について（鷺崎地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第55号の質疑を終結します。

議案第56号 字の変更について（鷺崎地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第56号の質疑を終わります。

議案第57号 過疎地域自立促進市町村計画の策定についての質疑を許します。

渡部幹雄君。

○55番（渡部幹雄君） 私ども佐和田地区出身の者は、こういうものを初めて見て、非常に興味深く拝見させていただいたのですけれども、決算の資料、これが13年で終わっておるのです。なぜ直近の14年の資料を出さないのか。今は16年ですから、14年の決算は15年、暦の年の15年でできておるはずですが。こういう古い資料を出されると、我々ちょっと判断に迷うのです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○55番（渡部幹雄君） 資料は、それともこれを書いたのがずっと15年のときに書いて、まだ14年の決算が出ておらなかったのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

この過疎計画につきましては、合併協の時代から準備を進めてまいりました。そのために数字等が一部古いところがあるわけでありますが、ご了解を願いたいと思います。

事業の内容につきましては、16年度の計画について計上してございます。この過疎計画につきましては、佐渡市としての過疎計画になるわけでありますので、それまで過疎計画の指定にされていなかった佐和田町、金井町も含めましての全体の計画をつくらせていただいたものであります。過疎計画の要件といたしましては人口要件、それから財政力の要件、この二つに該当する新市町村につきましては過疎計画の作成市町村となるということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡部幹雄君。

○55番（渡部幹雄君） 同じく今の事情は、あなた方の事情ですよ。私どもの事情はそうではないと。例えば職員の数を1,252人、一部事務組合及び病院を除くだなんて、私ども当初予算に1,734人という数を示されておるのです。あなた方の理屈でこういう資料を出されて、はっきり言うと困るのです。私ども真剣に議論をしようとしておるのですから、もっと緊張感を持ってやらないと、議会はこんなぐらいの資料を出しておけばわかるのだろうなんていうようでは困ります。もっと何とか佐渡をどうこうしようと私ども真剣に考えておるのですから、あなた方も緊張感を持って直近の資料を提出すると、そういうことをぜひお願いしておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁は要りませんね。

○55番（渡部幹雄君） いや、一応お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） 今ほど渡部議員さんからのご指摘につきましては、今後ともそういうことのないように、最新の資料、そして正確な資料を出すように努めたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 端的に聞きますが、先ほど市長お疲れになったので、提案理由がちょっとよく聞こえなかったのですが、要するにこれは過疎債等を使わせてもらうために、形式的とは言わないけれども、一応こういうものをつくらなければらちが明かぬのだと、簡単に言えば。そういうふうな理解に立てばよろしいですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） 猪股議員さんの質問にお答えをいたします。

私ども過疎債としての適用はそういうことかもしれませんが、私ども過疎地域自立促進特別措置法の法律の規定に従いまして、この計画を策定しているものであります。ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 私も要望として、この計画書では審議のしようがないと。データが古いというのがありますけれども、これは多分、課長ご存じのように合併協議会の中で地域振興局の中にある資料をそのまま載せたのではないかと思います。ずっと審議の中で、我々も一島一市の合併を進めながら、佐渡一市トータルの数字がいつも出ていないということを指摘しました。それもあるのですけれども、この計画書だけでは、一体産業ベースで今観光がどうなっていて、それをどういう数字に上げるのか、あるいは農業で米がどうなのか、柿がどうなのか、あるいは採種がどうなのか、生産、製造業がどうなっているのかという流れが、産業経済ベースでの数字が全然ないので、わかりません。だから、もっと具体的にその数字を載せてもらうということです。これは、多分今佐渡振興局のホームページを見ればそのまま載っている数字ではないかと私は思います。答弁はいいですけれども。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第57号の質疑を終結します。

ここで3時まで休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 3時01分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号 平成16年度佐渡市一般会計予算について質疑を許しますが、本案の質疑に当たっては、歳入は一括、歳出は各款ごとに質疑を許します。

それでは、歳入についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 市長が施政方針演説で使った資料というのは極めてまやかしの資料でございまして、私が本当の資料を使ってこれから歳入全般についてお尋ねをいたしますので、お答え願いたい。

ここに平成15年、これから向こう10年間にどういう財政状況を維持するのかということを決めて、そして合併したらこんないいことになるのだから、合併せい、合併せいとだまかされて合併したという人もおるのです。さっきの市長は、10カ市町村が15年度に盛っておった予算よりはちょっとふえておると、こういうことを言っておるけれども、それは違うので、そこでお尋ねをいたしますが、市税が今私の持っておるその資料で言うと、1億6,500万円減額になっておるのです、少なくなっておる。それで、少ないとか多いとかということが問題ではなくて、どこが減ったのかと、どの部分が1億6,500万減ったのだということをお尋ねをしたい。

次に、地方譲与税についてお尋ねします。この地方譲与税というのは、多分につかみ的なところがあるから、いいかげんなところがありますが、しかしこれは逆に6,900万円ふえておる。どこにどういう要素があってこれがふえてきたのか。

次に、地方特例交付金2,600万円の減額、これはどういう意味を持っておるのかということをご説明願

いたい。

地方交付税の前に分担金いきましようか。これが2億700万円、これ逆にふえておるのです。これは、国庫補助金、県の支出金、これが軒並み大幅に減っておるのに、分担金と負担金だけがふえておる。2億700万円もふえておるわけでしょう。これは、それとの相関関係ではどうなるのだ。

使用料は、1億6,500万も減っておる。これ何でこんなに減る結果が出てきておるのか。

国庫支出金でいくと14億700万円減っておるのです、14億700万円。これは、国の補助事業を削ったということでしょう。それから、県の支出金、これもそれとの相関関係であるのですが、12億4,700万円減っておる。12億4,700万円です。逆に、金が足らぬものだから、繰入金は42億9,600万円です、42億ですよ。こんなに、言ってみれば財政調整基金などを取り崩してこれ入れたのだらうと思うのですが、そうしなければ予算が組めなかったと、それで市債はその裏返しとして50億600万円、これ減っておる。こういう事実から、一体合併初年度の16年度にやらなければならなかった大きな事業でどこどこどこを削ったのだと。これは、実は先般、これは後で資料で出してくださいよという話をしておいたけれども、それはいいとして、改めてわかりやすい説明をしてほしい。地方交付税はべらぼうに減らされた、臨時財政対策債も減らされた、しょうがないから財政調整基金などを取り崩して、それでまだ足らぬ減債基金まで取り崩して、減債基金で一たんなして、逆にまた金を借りておるということは、借金なしにしか使えない減債基金まで使って借金をふやしておるということでしょう。そうしても、なおかつ40億という金が足りない。その結果、どこを切ったのだということをお聞きしたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） それでは、ただいまの加賀議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、議員のご質問は、合併協議会において作成をいたしました財政計画と本予算との相違点について質問を求めているものということで理解をしているわけです。そこで、まず市税の方でございまして、建設計画等の中での市税につきましては、決算ベースでとらえたものでありまして、本予算の中におきましてはあくまでも見込み数値によって試算をしたものでございまして。そうした点から、相違が出てきております。また、その内容等の主なものにつきましては、市税の中の法人均等割であるとか、あるいは固定資産税等においては、合併協議において調整したことによって増減が生じておるということでございます。

それから、二つ目の地方譲与税の関係でございまして、これは国における三位一体改革の中での所得譲与税が国の補助負担金の一般財源化によって新たに創設されたということによる増額であるということでございます。

3点目の地方特例交付金ですが、これは恒久的な減税に伴って措置される部分ですが、これは原資が減額になっているということで相違しておるということでございます。

それからまた、国、県の補助金等でございますが、これは一番大きなのは今ほど申し上げました三位一体改革による国庫補助負担金の見直し、これによって公立の保育所の運営費等が一般財源化されたというようなこと等の要因によって減額になりました。また、事業費そのものの減額によるものもございまして。そうした理由で減額になっておるということでございます。

それから、分担金等でございますが、これは市町村におきましては、市町村というのは旧市町村の段階

であります。おきましては、保育料等を一部使用料等に計上していたものを科目の統一を図って分担金の方に取りまとめたというような内容等がありまして、増額になっておるといふことでございます。

それから、使用料であります。これらは、いろいろとその要素はあるわけですが、ごみの処理手数料等、こうしたものが、これも合併協議等で統一をされて、計上されたその影響額が出たといふことでございます。これらが主な要因であります。

それから、繰入金が大幅に今伸びておる状況であります。これは旧団体での16年度の予算編成の段階におきまして、事業等を実施するために相当の財源不足が生じておりました。今回予算の上で計上されています繰入金の約半分は旧市町村の段階で取り崩し等をしなければ組めなかったといふような状況であります。それに加えて、国の大幅な財政の見直しによる影響、そうしたものでその調整を図った上で繰入金金がふえたといふことです。その大きな要因としては、一つは公立保育所の国庫負担金等が一般財源化されたといふことで福祉基金等を繰り入れさせてもらっておりますし、また減債基金の方を取り崩しまして、市債の償還財源に充てさせてもらっております。そのほか財政調整基金で財源補てんをさせてもらうといふことで、大きく伸びております。ただ、今年度につきましては、旧市町村の予算要求額につきましては、当然継続等の事業もありますので、その点継承していくといふ意味合いもありまして、今回繰入金等で不足財源を補てんをさせてもらったといふことでございます。

それから、市債の関係であります。これも大きく減額になっているわけでありまして。その一番大きい要因といたしましては地域振興基金、当初は40億の基金を積み立てる予定でございましたが、今後の市財政等を考えると、公債費の平準化といひますか、そうした点も考慮して、今年度半分の20億円の積み立てをお願いをしたいといふことで、その点で20億ほど市債の方も減額になっております。

そのほか合併特例債の事業等に係る合併特例債が減額になっておるといふこと、ただ増の要素もありまして、減収補てん債につきましては本年度平成7年、8年に借り入れた分を借りかえをするといふこと、そうしたものが増の要素としてはありますし、一部事務組合につきましては増等の要素ではありませんので、今ほど申し上げました減収補てん債の借りかえ等で増の要因があるといふことでございます。

それと、大きな増減の中でどこを切ったかといふことでございますが、基本的には合併特例債の事業等を含めまして、国あるいは県の補助採択があるものにつきましては計上してございますので、そうした当初は予定をしておりましたが、採択がなかったといふような事業について、今回当初の予算の中では計上されなかったといふことでございますので、具体的な事業等についてはここで把握しておりませんので、ご勘弁いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） この歳入をやっていると、おれ一人で1時間もやらなければちがが明かないから、そこでポイントだけ聞く。あなたの今の答弁に基づいてポイントだけ聞く。

今あなたのお話だと、国庫支出金が14億7,000万もへっこんでいふところ。ところが、その理由といふのは保育所の国庫支出金等が一般財源化したと、こう言っている。それなら当然のこととして一般財源といふことは交付税へ振りかえたと、こういふこと。そうしたら、振りかえられた交付税がふえなければならぬ。何で交付税がここで10億減っておる。つじつまが合わないではないかと。まずこれが1点。

そうして、総体的には国は市債を50億600万、約50億を認めないといふことを言い出したのだ、国は今

度の予算で。そうだとすれば、国が補助金を認めたものについては事業化してしまうと、しかし補助採択がなされないものは切ったと言うけれども、結局のところは手持ち金がないから切ってもらわざるを得なくなったというのが実情ではないのか。

そこで、整理をするよ。いいですか。保育料、つまり保育所の運営費、その他国庫負担金と言われる国庫支出金と言われるものが一般財源化したというなら、交付税がふえなければならぬのを逆にそこで10億減っておる、これはどう説明つけばいいのかということが1点。もう一つは、今私が補助金採択されたのは盛ったけれども、それ以外は盛れなかったと、こういうこと。その金額は、あなたたちの立場に立って少しあめ玉を上げるようなつもりで言っても、40億減っておるわけです。そうすると、40億減らしたという補助事業の内容は何なのかと、こう聞きたい。これ以上やると、あなたもなかなか答弁が難しゅうなると思うから、その2点についてお聞きします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） ただいまの加賀議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の国庫支出金の減額が大きい、これが保育所等の運営費の一般財源化によるものだけならば、交付税の方がふえていいのではないかとということでございますが、国の方でも地方財政計画等で地方の自立等を求めておりまして、地方でも削減をする努力をしなければいけないというような中で、交付税自体減額されておる、そういう状況でございます。そういうことから、国庫支出金の中の公立の保育所の運営費が一般財源化されて、一部は税源移譲で所得譲与税に回りましたが、交付税そのものについても減額されておりますので、地方の方では歳出の削減をしながら補てんをせざるを得ないという、そういう状況ではなかろうかというふうに認識をしておるところでございます。また、総体的に40億減っておるわけですが、これも先ほど申し上げましたが、一番大きい原因は基金の積立金、これが20億あるわけでありまして。そのほかに合併特例債の事業として計画等されておるものの補助採択がなかったものが減額になっておるといふようなことでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そこで、あなた地方分権だとかわけのわからぬことを言っておるのだけれども、そこでふえたというのは、先ほど私が言った地方譲与税で9,600万円ばかりふやただけで、たった9,600万ですよ。それで、交付税は10億切る、国庫支出金に至っては14億も切る、県支出金に至っては12億切る。こんなことでは、合併したらかなりの財政援助をするよというのが根底から崩れておることになるのではないですか。

それと、あなたは今、実は積立金40億というのが20億に減ったというけれども、こんなものは事業費に使えないのです。積んだお金の利息を果実にして事業をやろうというのがこの事業でしょう。さらに、こんなものにまた20億を積むと言うけれども、それで40億がさらに減ったということは、逆に言えばこの積み立てた20億もその40億と同じ、減ったやつと同じ分類に入るのです、つまり使えないのだから、使えない金なのだから。積んでしまって利息を果実とするというのだから、それを足せば60億という減額になるわけです。事業費として、事業予算としては60億の金が使えないということになるのです。そうだとすればこれは一大事だと、私はこう思っておるのですが、そこでこれちょっと市長に聞きたいのです。平

山知事はやめましたね。あれは、もう財政破綻が来るから、彼は銀行マンで金のことは詳しいのだ。彼は2月5日の県議会の一般質問でこう言っておる。これから合併特例債というのは借りられるけれども、その返済金が交付税で措置されると思ったら大間違いだと、こんな保障はありませんと彼は答弁して、新聞紙上に載った。ところが、一部の新聞は圧力をかけられたのだから、遠慮した節がある。そこで、先般県議会から議事録を取り寄せたら、そのとおりになっておる。そこで、あなたに改めて聞きたいのだが、この20日までに三位一体の地方六団体、つまりあなたも入っておる全国市長会、それが意見をまとめなさいと、その六団体で意見をまとめなさいと出てきたのがきのうの話だ。そこで、あなたはどういう意見を述べるつもりですか、これについて。交付税で文句を言おうと考えておるのか、国庫補助金を切るなということで文句を言おうとしておるのか。それは、全国市長会としては意見があるだろうけれども、佐渡のような脆弱なこの財政構造の中では、特殊な発言があつてしかるべし。つまり保育事業の運営費などを一般財源としながら、逆に交付税を大幅に切ったら地方は生きていけないではないかという主張があつてしかるべしだと思うが、最後にあなたから、その辺のところはどうあなたは主張するつもりか、お聞きをしておきたいと思う。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） まず、最初のご質問でございますが、基金の分を含めると60億の減額になるのではないかというお話ですが、基金の運用につきましては翌年度に果実が生じるということになりまして、16年度の予算の中ではその果実は生じないということで考えております。

それから……

〔60億事実上事業費に使えないということを確認して具体的に言いなさい〕と

呼ぶ者あり〕

○財政課長（浅井賀康君） また、今後の国、県で示しております財政支援につきましては、経済事情等も当然あるとは思いますが、私は当初のこれは約束でありますので、必ずや守ってくれるものということで、財政的には見通しを立てております。

以上です。

〔「市長はどう……」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今加賀さんの質問に、最後の部分だけ答えます。

一つ交付税措置されないかどうかということで、これについてはわかりません。正直言ってわからない。ただ、合併しないでもいいかということにはならない。ですから、いずれにしても我々は乗りかかった船で、こうやって合併に乗りかかってきたわけですから、この後我々に残された道は、いかに身をスリムにして、そういう形で生き残っていくかということです。一応、合併特例債、これが措置されるかどうかわかりませんが、一応枠としてはあるということでございます。交付税で措置されるかどうかわかりませんが、合併しなかったときはどうなったかということも十分考えなければいかぬというふうに思っております。それは、確かに国も一般会計が82億、それから税収が40億ちょっとというふうな状態ですから、先が明るいなんていうことは言えないと思います。いずれにしても、我々この日本と一緒に住ん

でいるからには、その中の選択を合併に選んだわけでございます。私は合併にかけてやってきましたし、交付税については信じてはおりますけれども、しかしこれは国と一緒に進まなければいかぬというふうに思っております。

〔議長、今の答弁違うから、ちゃんと言いなさいよ。8月の20日までに出さなければならぬのをあなたはどうか考えておるのだと聞いておるのだ〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 申し上げます。

〔「申し上げていないじゃない」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 本来ですと、この質疑というのは事務局に対する質疑というふうに私は理解しているわけです。しかし、今の件につきましては、市長自ら答弁をしたというふうに私は理解しておりますが、間違いですか。

〔「間違い。ちょっと議事進行、議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私はこう言っておるのです。三位一体の件について、地方はちゃんと意見をまとめてこいと、それは20日までだと。20日までにまとめてこいと、こう言われるのだが、市長はこの脆弱な佐渡の財政を踏まえてどう主張するのだと。税源移譲せいといったって、どんなものが佐渡へでは来るのだと。地方交付税を減らされてもらっては困ると、こう主張するのか、あるいは国の補助金は要らぬから、全部一括交付税でよこせと言うのか、あなたは何を主張するのだかとおれは聞いておるのです。今考えて中で答弁できませんなら、それはそれでしようがないけれども、全然答弁せんで逃げまくるということは、それは許されません。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長、答弁求めます。

○市長（高野宏一郎君） 20日までにまとめるというのは、私この間の市長会、議会前で出られなかったものですから、それについては新聞で見るとはいいのですが、私としては当然交付税の減額あるいはそういうものについては当然そういうことがないように反対するという立場であることは間違いありません。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 歳入の全般にわたっては加賀さんがご質問されましたので、私はスポット的に県支出金、財政課長、言うならば合併のときに準備金として、私はいつも言うのですが、県が50億を支出金出しますよと、こういう話をされた。それが3年情勢を見て、それが10年、今度は情勢を見て段階的にということに変わった。それはそれとして、そこで既に合併の準備金をくれると言った、まさに知事の公言してはばからない言葉の責任から逃れてしまっておると。これは、市長や財政課長に責務を言ったってどうしようもない話ですが、言うならば県にだまされてご都合合併をしたと、我々は。

そこで、単年度で40億円も収支不足が出てくるということを加賀さんが申し上げておるのですが、この状況を見ながら、この県の合併特例交付金、これを再度我々はもうどうにもならぬと、既に単年度から財政基金を崩さなければどうにもならない、乗り切れない状況下にあるのだが、これについて県に特段厳しく催促をすると、約束は守れと、我々はあなたが言うとおりの約束を守って合併したのだと、こういうこ

とを当然市長には特段の努力をして申し上げてもらいたい。

そして、あわせて今年度の県支出金の中に、今10年かかって段階配分と言った特別交付金、補助金というものがどのくらい今年度は入っておるのか、どのくらいあなた方は財政課題として県に要望を上げたのか、そういったことをお聞きをいたしたいことと、要するに合併特例債事業が大きく落ち込んでおると、これはなぜなのだ。国は、合併をせい、合併せい、それに間に合ったら特例措置はしますよというのに、ここへ来て、いや、財政的にできないのだということをやった。それをあなた方は聞きながら、そういった減額事業とする措置はとったと、こう言うのですが、具体性は何も出ていない。そういうことを含めながら、まず私はこの財政補てんを一体市長は、あるいは財政方はこれをどう考えて今後やっていくのか、これをまず総体的に、私はスポットとして県支出金についてお伺いをいたすものであります、明快なお答えをいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） ただいまの大澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

市町村の合併特例交付金につきましては、合併支援の一部として、県の方から総額45億円交付をいただけるということになっております。建設計画の中での財政計画においても前倒しで交付をお願いするように計画を立てております。今年度につきましては8億9,000万円を予算計上させてもらっております。後年度以降につきましては、今ほど申し上げましたが、前倒しでお願いをしたいという計画は立てておりますが、県の方からはなるべく平準化をして、5年程度で交付するような形をとれないかというお話は来ております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） ただいま県の方では特例交付金については、いわゆる今年度は8億9,000万円くれたけれども、残りは5年間ぐらいで、そして年度を平準化してお願いをしたいと、こういうようなお話であったと、こう理解するわけですが、間違いなく、それでは簡単に残金を5で割って、そういう形で来るということを我々は理解していいのか。私は、非常にこれまゆつばだと思っております。県が今そういうことを言っておるが、加賀さんではないけれども、平山さんが銀行マンで数字のエキスパートだと、こう言っておる。うちの市長さんは、企業代表で運営のエキスパートだと、私こう思うのです。先々財政計画ができないという、あるいは暗中模索だという中で、これから佐渡丸がどういう方向でこれ特例債を皆満たして、合併の条件を島民に約束したように最後に完成できるのかということの、全然私これめど立たぬと、こう思うのです。そういうことで一つ確認をしておきますが、それでは平準化するというので、来年度から残りの45億から8億9,000万引いて幾らになりますか。その33億何がしの金は5で割って、では6億ずつあと残りはもらえると、ではそれは細切れになりますが、一つのまとめたプロジェクト事業にはこれを当てはめるということはできないでしょう。そういうことについてはできるのかできないのか、含めてお願いいたします。

あと1問聞けるわけですから、お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

誤解を招いてしまつてまことに申しわけないのですが、45億のうち今年度分を含めて5年間で平準化ということで、平均しますと9億ずつ仮にくれるということでもあります。ですから、45億のうちから今年度の分の8億9,000万を引いて、それを5年間ということではなくて、ことしを含めて5年間でという話があります。ただ、やはり議員が言われるように、大規模な大きなプロジェクト等の事業についてどうしても必要であるとなれば、これは平準化ということではなくて県の方にも要望する必要があるかなというふうを考えています。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） この予算書の最高責任者、提案者は市長であります。したがって、職域の財政課長にそういう責を問うということは私は難しいと思うので、最後に市長にお聞かせをいただきますが、議長は何か市長にお聞きをするのはまずいようなお話をさっきされましたけれども、私はそうではなくて、これは本来は市長が全部これ立案された事業予算でありますから、本来なら市長が全部オールマイティーに答えなければならぬ。だけれども、専門化しておりますので、財政課長が答えておることについては、いささか不平はありながらも受けとめて理解しておりますが、市長、今財政課長が9億ずつのこの県支出金の、ことしを入れて45億について、案分があるのだと、こういうことではありますが、平準化してということになると仮に9億ということになって5年という計算にした場合、それで一括事業あるいは大プロジェクトについては、またそういったことを度外視して県にその使い道について前倒しをお願いするようお願いしなければならぬと、財務課長はこういう話をしておりますが、あなたはこの県が50億をくれるといったことについて、特別に自分の方でオリジナリティーな事業計画というものを持ってありますか。

これ最後になりますので、私含めてお聞かせをいただきたいのですが、もしそういう事業計画がないとすると、非常にこの予算というのは細切れになってしまつて、大きな事業になかなかこれ充当しにくいということになってしまうのですが、そこら辺、例えばあなたが計画しておる高規格の総合運動施設、こういったもの、あれは45億でしたか、何か予算が上がっておりましたが、そういったものを例えばこういうもので一本にまとめてやりたいということになると、既にそういうものは細切れになってしまつて充当できないと、こういうようなことになってしまつてしまいますが、そういうことを含めて、これから財政運営に当たつて、そこら辺のことを間違いなく県から持つてくると、努力目標をきっちり守るといふ宣言をできますかどうか、これを最後にひとつお願いをいたしたいと思つています。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） ただいまの大澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、県の交付金等につきましては、合併特例債の事業等につきまして合併特例債も使いますし、こうした事業に全額充当することもできます。ですから、合併特例債で一部を補てんし、その残りを交付金で補てんするというような形でもできるわけありますので、そういう点でご理解をいただきたいと思つています。

〔最後に、市長さんはその45億を滞りなくもらってくるという宣言をしてください〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 今大澤議員の質疑は、質疑として私いいと思いますが、この内容については当然質問に当たると私は思うのです。したがって、質疑者は十分注意をして質疑をしていただきたいと私は思います。したがって、今市長が答弁をするかどうかということは市長にお任せしますが、今の内容についての答弁というのは非常に難しいというふうに私は理解をいたします。いかがでございますか。

○56番（大澤祐治郎君） 進めてください。議長さんがそういう答えを難しいといたって市長は難しくないかもわかりません。私は質疑の中で、その45億というものをとにかくもらってくるのだという話を財政課長は言っておるから、最高責任者だから、市長に……

〔「3回じゃないの」と呼ぶ者あり〕

○56番（大澤祐治郎君） これは、3回じゃありません。私が言っておる中の答えが出てこないから言っているだけの話。ですから、市長さんはそれを努力目標として必ず頑張るととてくると、こういう意気込みを宣言してくださいと、私こう言っているわけです。

○議長（浜口鶴蔵君） 市長、答弁を求めます。

○市長（高野宏一郎君） 大澤議員の質問は、我々非常に厳しい財政の中で、これから佐渡が行く道を市長に頑張れということだというふうに受けとめて、私もそういう事態が来ましたら皆さん方と一緒に頑張つて、そういう予算獲得に全力を挙げるというつもりであります。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 梅澤雅廣君。

○53番（梅澤雅廣君） 提案に対する質疑であります。ここまでお伺いしているところ、これは質疑の域を超えておるのではないかと。議長の方において、その辺のところをよろしく整理をして運営されるようお願いを申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 梅澤雅廣君の議事進行について、善処いたします。

〔「議長、議事進行をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 公債費についての質問をしたいのですが、歳出でやった方がいいですか、それともここで、一括のところに入っていますから、ここでしていいですか。どっちですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 公債費につきましては、歳出に当たります。歳出の方で質疑をお願いいたします。

以上で歳入についての質疑を終結します。

次に、歳出について、各款ごとに質疑を許します。

第1款議会費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 第1款議会費についての質疑を終結します。

第2款総務費についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） それでは、順次お願いいたします。

まず、59ページ、共済費の中の共済組合追加費用2億7,000万、これはどういうものなのですか、こういった追加費用というものは。

それから、63ページ、会計管理費の中の委託料、集配金業務委託料500万と。この集配金業務委託料、どこの地域でどういう委託をしているのか。

それから、67ページ、負担金補助及び交付金の中で生活交通確保対策運行費等補助金1億6,900万、これは福祉バス等の関係で両津市時代はこれを何とか善処するといったのをまたこういう格好で出ているのですが、福祉バスも走っているようなのですが、その辺はどのようなことで調整になっているのか。

69ページ、同じことで県立高校の羽茂高校、赤泊分校後援会の補助金100万、どうして赤泊分校だけなのか。両津高校、佐渡高校、相川高校があるのですが、佐渡市としてどうしてこういうふうなことになっているのか。

佐渡航路利用促進助成事業補助金672万、これどこに、この佐渡航路というのは佐渡汽船という意味なのか、内航汽船等々、この内容を教えていただきたい。

関東松ヶ崎補助金15万円、関東両津の会とか東京の会とかいろいろあるのですが、何でここだけに15万なのか。

71ページ、委託料、旧システム処理委託料、この電算機の中のいろんな保守委託料とか多いわけですが、そもそもこんなに毎年かかるものだと市民は思っていないと思うのですが、旧システム処理委託料3,000万、こんなにシステムの処理をするのに、どっかへ運ぶのだろうと思うのですが、これが3,000万もどうしてかかるのか、ちょっと一般には理解しにくいと思いますが、その説明をお願いいたします。

99ページ、これ全般に言えることなのですが、工事請負費1億7,600万、造成工事、これどこなのか、しっかり書いておいてください。それから、公有財産購入費1,369万、これも場所が書いていない。

それから、111ページ、償還金利子及び割引料のところにも過誤納金還付金約1,000万、995万ある。これちょっと多過ぎないかと思うのですが、これどういうふうなことなのか。

118ページ、119ページに佐和田町の農業委員会の選挙がありますが、佐和田町だけ農業委員会の選挙が違うのかもわかりませんけれども、ここでやるということは1年間だけの農業委員の選挙をやるのかどうなのか。

以上。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務課長。

○総務課長（親松東一君） それでは、59ページの4節の共済費、共済組合追加費用ということで2億7,000万。内訳ですが、これは年金の掛金の事業主負担分です。それが追加費用ということで、これたしか昭和37年だったかと思いますが、法律の改正に伴いまして、通常の費用と別途事業主負担として徴収しましょうということの費用でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 会計課長。

○会計課長（粕谷達男君） それでは、63ページの集配金業務の委託の関係を申し上げます。

公金の集配といいますか、いわゆる窓口で集金するお金については、ご承知のように指定金融機関が第四銀行になった関係で、派出所が本庁にしかございません。その関係で、指定金融機関との合併協議の中

で、9支所に関する公金の集配につきましては第四銀行が合併から3カ月行くと。さらに、その後問題があればその後もう3カ月延長しましょうという、こういう協議が成り立っております。それで、私どももいたしますと3月、4月、5月、これ第四銀行の方で現在の9支所を全部やっております。ただ、固定資産とか4月からあるわけですが、支所によりますと1日に数十万あるいは数百万という金が動く場合がございます。その関係を今後かんがえた場合、延長というのを協議をいたしまして、第四銀行からさらに3カ月、何とかやっただけということで、8月末まで支所の集金をやっただけということで、先月末に合意したところでございます。

それで、今回の予算でございますが、それを9月以降はそういったものがございません。職員という考え方もございますが、とても金額、状況によれば金額が大変高額になるということで、いろんな事件も発生している関係から、こういったものを専門の業者の方に委託をしたいということで今回計上した内容でございます。一応基本的には金融機関がやっております営業日、俗に言いますと月曜から金曜日の中で支所については毎日、それから現在検討の課題の中には支所以外にも、例えば温泉施設あたりになりますと1日で大金が集まる場合がございます。そういったのも一定の視野の中に入れながら、今協議をしているところでございます。

費用の中身といたしますと、集配で動かしします車、それから車にかかる燃料費、それから人件費、それと現金を運ぶためのジュラルミンあるいはアルミ製のかばんと、あるいは輸送にかかる保険というふうな形で今考えておるところでございます。金額的には500万という数字につきましては、年間では約900万前後の金がかかるだろうという試算をしておりますし、そのうちことしの場合は9月から来年の3月までの7カ月間というところでおおむね500万という形で計算しております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） それでは、企画情報課が所管をしております予算の内容について説明をさせていただきます。

まず初めに、お断りをおこななければいけないのですが、平成15年度の予算につきましては各市町村から査定を受けまして持ち寄った内容のものでございます。それで、一番最初に67ページの生活交通確保対策運行費等補助金であります。これにつきましては島内の赤字路線、現在16路線あるわけですが、その路線に対する補助でありまして、これは31ページの県の補助金に連動するものであります。31ページの方には、上の方から1行目ですが、生活交通確保対策運行費等補助金ということで2,600万余り入っております。これに市の分をつけまして1億6,979万4,000円の支出をしておるというものであります。10の市町村が該当しております。

それから、69ページであります。羽茂高校の赤泊分校後援会補助金で100万でございますが、これにつきましても合併協の時代にこういう補助金のあり方について検討してきた経緯があります。これらの部分につきましては、当面こういう部分については、将来的には検討していくということですが、当面残してもらいたいというような要望等ありまして、計上しておるというものであります。

それから、佐渡航路利用促進事業補助金であります。672万であります。これも31ページの佐渡航路利用促進助成事業補助金672万に符合するものであります。この内容につきましては、新潟県が支出を

するものでありまして、利用者を取りまとめる団体、万代島開発であります、そちらの方に補助金として交付をするものであります。内容は、佐渡汽船の新潟港にある駐車場の利用者に対する助成というものでありまして、県の方から交付されたものを万代島開発という会社の方に交付をするということでありまして、駐車場の利用者に対する助成という内容のものであります。

関東松ヶ崎会補助金15万であります、これはたまたまこの目に載っておるものであります、ほかの郷土会に対するものにつきましては他の項目に載っておりまして、たまたまここに載っておりますが、他の郷土会と同様に助成をしておるというものであります。これらの郷土会に対する支出につきましても、やはり統一した考え方で支出をすべきであるということでありまして、この後また整理といいますか、同一の考え方にに基づきましての支出ということで検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、71ページであります。旧システム処理委託料3,000万余りの経費が載っておるわけですが、これは電算システムを統合いたしました。基本的には株式会社電算というところに統合したわけですが、そうではない市町村が幾つかありました。金井、新穂等であります、それらの旧システムを使っておる会社であります、BSNでありますけれども、まだ残リース等、それから撤去費用、処理の費用等を含めましてこれだけの経費がかかるというもので計上させていただいているものであります。

それから、99ページの海洋深層水の対策費の工事請負であります。これは、用地造成をしたいというものでありまして、佐渡市の多田地内に企業が進出をされる予定ということでありまして、それに対する造成工事、それからパイプラインの布設工事等でございます。それから、土地の購入費につきましても、その用地造成をする土地の買収費でありまして、6,845平米に対する土地の購入費であります。

私の方は以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） 工事請負費、あるいはまた公有財産購入費等の費目の内容であります、所管の委員会の資料として対応させていただきたいというふうに考えておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

○議長（浜口鶴蔵君） 市民課長。

○市民課長（清水紀治君） 111ページをごらんいただきたいと思ひますが、過誤納還付金995万、大き過ぎるのではないかとということでございますが、各支所から今まで、法人税、固定資産税、住民税等々の還付金が生じてまいりました。そういったことで、前年度実績の各支所の合計額が995万ということで一応留意させていただきました。収納管理については一括佐渡市の市民課の方で行っておる、そういった内容でございます。以上、ご理解賜りたいと思ひます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 農業委員会についての答弁を許します。

選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（仲川敏明君） 118ページでございます。佐和田農業委員会委員一般選挙の件でありますけれども、ご存じのように農業委員会につきましては現在旧町村の地区ごとに委員会がございます。それが17年の7月に統合されて佐渡一本になるというふうに聞いております。佐和田町の農業委員会でございますけれども、この8月30日に現在の委員さんの任期切れと、任期満了ということになっており

ます。その後来年の7月に統合するまでの間の委員さんを選挙しなければならないということで、仮に来年7月に統合されれば1年間だけということになりますけれども、その選挙が必要だということでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 大体わかりましたけれども、63ページの集配金業務委託料、どこでもやっているのかなと思ったのですが、初めての委託料のようですが、年間900万ぐらいかかると。これもうちちょっと何かいい工夫がないのかと、集金業務は必ずしも第四銀行だけではなくても、その地域のJAでもどこでもいいのだろうと思うのですが、ことしはそういう予算ですから、それはそれとして、これから長い間どういうふうに工夫するかを会計課長の方から考えていただきたいと思います。

それから、69ページについて、これはこれとこの後も出てきますが、先ほどのほかにもいろいろ出てきております。これの絡みがあるのは姉妹都市のいろんな行事、それから各種補助金、ことしは先ほどなたかの課長からお話がありましたのでは、それはそれでいいとして、これは早急に来年度予算から一定の整理できるものは整理しないと、先ほどのご答弁ですと、さっきの消防署の答弁と同じ、いつまでこれを決めるかわからない、そのうちに人事異動があつたりすると、またそのままになってしまうということが考えられますので、答弁は要りませんが、要望ですが、きちんと、市長もきょうはおられますので、年次を決めて、いつまでこういうものをきちんと整理をする。これは、総務課長も含めて、今議会中でも検討しておいていただきたいと思います。

最後にもう一点だけ、ちょっとよくわからないので、お聞きしますが、99ページ、この造成工事というのは海洋深層水のところだそうですが、これを市が土地を購入して造成する、これは企業に対してやるというのですが、これは企業がそのことを条件で既に特定の企業があるのかどうなのか、これを条件に来るということになっているのかどうなのか。海洋深層水については別途また質問いたしますが、その1点だけお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） この海洋深層水の関係の企業誘致につきましては、今新潟県が中心になって、ある会社と今交渉を進めておるところであります。先ほどの工事でございますが、市が造成をして、そして企業誘致をされる会社にリース、貸し出しをするというものでありまして、それが一つの協定の内容になっているということでございます。この企業のお名前につきましては、この後企業誘致をされる、この後の機会がございますので、その時点で発表させていただきたいというふうに思いますが、ある会社と既にそういう内々の協議を進めておるところであります。よろしく願いいたします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 渡部幹雄君。

○55番（渡部幹雄君） こういう質問の仕方が果たして質疑になるのだろうか。ここ60人の議員と執行部の二十数人の時間をみんな浪費しておるのです。そういうのは担当の課へ聞いて、それで事実確認すればいいではないですか。こういうところで聞くのは、私はこういうことをこういう支出をすると市民のためになりませんよ、そういう路線の違いを質疑するのであって、事実確認は担当のところへ行って聞けばいいではないですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○55番（渡部幹雄君） 両津はそういう方式でやっておったのですか。おれ、それこそおかしいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 議事進行に対する私の考えを申し上げます。

今日まで何度か質疑と質問についての区分というか、そういったものをしっかりと議員個人が考えていただきたいということは申し上げてまいりました。でも、今の渡部幹雄君のご発言は、まさに質疑に対して本会議で堂々と事務当局に答弁を求めるわけでございますので、当然認められておる権利でございますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。ただ、逸脱をした方向に向いていくということについては、私の方で整理をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 時間協力するために1点だけ。

67ページで生活交通確保対策運行費、これはバスの件ですけれども、1億6,979万4,000円というのはまさに佐渡市が出すお金だろうと、こう思うのですが、そこでこれの路線別費用内訳をお示し願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） 今ほどの質問に対してお答えをいたします。

現在資料は持ち合わせておりません。この後委員会等の中でそういった資料を明らかにさせていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 委員会等と言うけれども、私の委員会ではないのです。それには、加賀さんに後ほど資料をお届けしますと、こう読みかえてよろしいか。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） 議員個々からの請求があった資料につきましては、議長を通じて全議員に配付するという形の中で対応させてもらいたいというふうに思います。よろしく願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 第2款総務費についての質疑を終結いたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 今、終了したという宣告をいたしております。

第3款民生費について質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 129ページ、佐渡前浜福祉特養ホームの負担金3億円、ちょっと突出しているようですが、その内容について教えてください。

早目にいきます。同じく141ページ、知的障害者施設訓練等支援金4億5,600万、これも突出しているようですが、どういうことか。

143ページ、健康保養センター、これはどこにあるのかちょっとわからないのですが、臨時の賃金が1,300万に750万、パート賃金。ここで2,157万7,000円もありますが、なぜここに臨時のこういうものが必要なのか。

それから、あとちょっとできるだけ省きます、時間がないということで。149ページ、市立保育園運営

委託料 1 億3,100万、これが市立保育園の運営を委託するというのは両津市時代ちょっと考えられないことですが、補助金を出すというのならわかるのですが、どういうことなのか。

151ページ、保育所のところに賄い材料費 1 億3,100万ですか、これがこの保育料の中にこういうものが入っていないのかどうなのか。これは、すべての旧町村にあるのかどうか。

それから、161ページの保育所建設事業、工事請負費 2 億9,400万、これは箇所が書いていない。これさっきも言ったのですが、これ書いておけば質疑をしなくてもいいところがいっぱいあるのですが、これどこなのか、これだけお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 民生費の社会福祉課の所管の部分について、順次お答えしたいと思います。

最初に、129ページで佐渡前浜福祉会特養ホームの建設であります。赤泊地内で平成16年、17年の2カ年にわたって50床の特養と、それから併設しまして20床のショートステイを建設するというので、法人が建設いたします関係で、私ども佐渡市としましては補助金の形で運営費の補助金と建設費の補助金という形であります。その中の16年度分というふうになっております。なお、参考までに総費用と言いますか、総事業費が13億3,600万ということになっております。

続きまして141ページの障害者の支援費の関係であります。4億5,600万ございますが、ご承知のように平成15年度から身体障害者と知的障害者につきましては支援費制度になりまして、いわゆる介護保険と同じように福祉事務所が措置をするのではなくて、個人と施設との契約という形になります。そんな関係で、今16年度現在身体障害者につきましては150名の方が入所あるいは通所という形で支援費制度を利用されております。それから……失礼しました。ここで言うておりますのは知的障害者で、合計150名の方で、そのうちの入所が101名、通所が49名ということになっております。

続きまして、143ページの健康保養センターの賃金関係であります。佐渡島内には10カ所の温泉とまいしょうか、健康保養センター的な施設がございます。そのうちに佐渡市が直営でやっている施設が金井と真野と小木と、3施設ございます。それから、社会福祉協議会の方に委託をしている施設が相川、佐和田、新穂、畑野、それからシルバー人材センターに委託をしているものが両津、それから商工観光課の方の予算の範疇にあるものが羽茂、そして先ほどお話がありました三セクでやっているのが赤泊というふうになっておりますが、この予算の142、143につきましては真野の施設、小木の施設に係る賃金であります。いわゆる直営でやっているという関係であります。

続きまして、149ページの市立保育園運営費の委託料 1 億3,100万円であります。児童福祉法の24条、39条、同法の施行令の27条の規定によりまして、この三つの法令で言っているのは、市町村は日々保育に欠ける児童の保護者から保育の申請があった場合には保育所で保育をしなければならない。近くに保育所がない場合には、適切な保護の措置をとることというふうな法の規定で市町村の事務としていわゆる保育を担当することになっております。そんな関係で、佐渡島内には今現在3カ所の民間保育所がございまして、相川の財団法人姫津保育所、それから社会福祉法人で吉井隣保館、それから平泉保育園と、この三つがございまして、現在173名の児童をこの4月1日現在委託という形をお願いをしております。そんな関係での委託料でございます。なお、保育料につきましては佐渡市の方にいただいて、委託料を支出してお

ると、こんな感じになっておりますので、佐渡市の業務の一つというふうをお願いいたしたいと思います。

続きまして、151ページの下の方に賄い材料費がありますが、一口で言いますと保育所の給食材料費と、こういうふうにとらえていただきたいと思います。未満児の場合が1カ月7,463円、以上児が4,340円の計算根拠で、これにつきましては国の方の基準等がありまして、それに基づいて計算をし、はじき出しております。

次に、161ページの保育所建設事業費であります。小木支所管内で小木子供センターというものを16年度、17年度の2年間計画で建設をしたい。これは、小木の現在の保育園と深浦保育園を合併といたしましうか統合して建設をする、その場所につきましては現在の小木小学校グラウンドの隣接した用地であります。こちらには保育所と、それから教育委員会の関係になりますが、幼稚園、そしていわゆる子育て支援センター、この三つの機能を持った複合施設、一体型の施設として建設をしたいという形で本年度分のいわゆる工事費、例えば関係備品の購入費等をお願いをしております。なお、参考までに2年間で全体の工事費が約4億5,300万という形になっております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 親松総務課長、今またここでも同じことを繰り返して言いますけれども、箇所を書いておけば一々質疑をしなくてもいいことがあるので、これは至急、市長もきょうおられますが、この予算書の説明の書き方、9月の補正予算から変えてください。

そこで、143ページ、もうこれはこれ以上やると質疑の域を越えますので、やりませんけれども、いよいよ問題が出てきた。熊谷課長は、所管以外にも温泉の所管をしているところをちゃんと教えてくれたのですが、これは赤字が出ていることを如実に示しているもので、これも早急に来年度変えなければいかぬことなのだろうと思いますけれども、私はここで聞きませんが、賃金をこういう形で健康保健センターでこんなに多額に払うということについて多くの市民は不思議に思っておると思うので、今後このことについては早急に改善策を取り組んでいただきたいと思います。

それから、一つだけわからないのですが、149ページ、恥ずかしい話ですが、市立保育園が佐渡に3カ所もあるということは知りませんでした。これは、今後佐渡の保育行政を基本的にどうするかを考えなければいかぬと思うのですが、これは要望があれば保育所ではなくても、今の課長の話だどどこか集まってみてやらなければならぬ、それに対して市は相当額のお金を出してやらなければならぬというふうに私が理解するような答弁だったように思うのですが、私はいささかこれは違うのではないかなという感じがするのです、この市立保育園の三つというのは、どうしてこれが市立保育園にしなければいけないのか、公立でなければならぬのか。例えばもしこれ福祉法人とするなら、九州の宮崎市みたいにすべて福祉法人としてやるのだと、かつての行監が推奨したように、そこは福祉法人で大変成功しておって、市からそうお金をやらなくてもよくなっておると、それならそういう方針を今後立てるべきなのですが、この歴史的経過を教えてくださいなのですが、何でここを市立保育園にこういうふうになっておるのか。ちょっと両津の人間としてはわかりにくいので、その1点だけ教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

正直私自身も両津出身の人間でありまして、古い経過等は承知をいたしておりません。ただ、今全国的な流れ、新潟県内の動きといたしましても、正直保育所運営について、あるいは建設についても、もう公立というか官の時代ではないということで、現に新潟県下でも中条町が町立の保育園をやめて、新潟の愛宕福祉会の方に保育園施設の建設から経営まで全部任せているということと、そういう実態があります。恐らく今後の流れとしては、そんなふうに全国的あるいは新潟県の流れとしてもそういうふうに進んでいくのかなということですが、さて佐渡市の場合ということですが、私今就任したばかりで、実態がどうなっているのかと今一生懸命勉強しておる最中でありまして、いましばらく時間をいただきたいと思いません。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 何点か教えていただきたいのです。大したことではないかわかりませんが、承知をしていないので、教えていただきたいのです。

1点であります、125ページ、19節の負担金補助及び交付金の関係であります、その中に佐渡福祉協議会負担金1,900万、それから社会福祉協議会の補助金1億5,000万と、こういうふうにあります、恐らく行き場所が違うのだと思いますが、このあたりの中身について教えていただきたい。

あと1点は、さらにはこの社会福祉協議会というのはこの後どういうふうな、各地域にもあるわけですが、どのような格好で整理がされていくのか、そこらあたりについても教えていただきたい。

それから、141ページであります、障害者福祉費の19節です。その中の小規模通所授産施設改修工事負担金、これは該当する場所はどこなのだか、教えていただきたい。

それから、あと1点であります、142ページ、先ほども質問がありましたが、健康保養センターの関係であります、今ほども説明がありました。10カ所であり、経営形態はそれぞれ違っておったわけですが、この後これは大変な荷物になることは間違いないと、こう思っておるところであります。これについて、ぜひ現在、恐らく委託しているところも含めて、この経営の収支状況は把握をしているというふうに思うのでありますが、できましたら、これは教えてもらわなくて結構ですが、資料としてぜひ出していただきたい、このように思いますが、そのことをお願いをいたしたい。

以上であります、よろしく願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

125ページの社会福祉協議会への負担金、補助金の関係であります、負担金補助及び交付金の2行目の佐渡社会福祉協議会負担金1,985万2,000円、それから数行飛びまして、その下に社会福祉協議会補助金という形がありますが、これ二つ合わせまして1億7,186万2,000円ございます、これはそれぞれ今現在社協は両津のしゃくなげという総合福祉センターの中に社協の本所の事務所を構えて、旧団体の10カ所にそれぞれ社協のいわゆる支所ということで現在営業といいましょうか、事業を行っております。そんな関係で、負担金、補助金という形で支出をさせていただいております。

次に、141ページの小規模通所授産施設改修工事負担金520万ばかりであります、これは新穂で現在精

神障害者の作業所がお寺の庫裏をお借りして作業所運営を行っておりますが、非常に狭いのと古いのと、状況というか条件が悪い関係で、新穂の旧第2保育園をお借りしてというか、そこを場所にして移りたいと。と同時に、精神障害者の法人化といいたししょうか、法人をつくりたいという形で、その改修費の国、県の補助残分であります。

それから、施設につきましては、粗数字で私どもの方、経営状況はつかんでおりますが、いずれ15年度決算等について、正直今議会にちょっと間に合うか合わないかはあれですが、いずれ資料をまとめてみたいと、こんなふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 第3款民生費についての質疑を終結いたします。

会議時間の延長

○議長（浜口鶴蔵君） あらかじめ申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ここで15分間休憩いたします。

午後 4時36分 休憩

午後 4時52分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

第4款衛生費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 第4款衛生費についての質疑を終結いたします。

第5款労働費について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 第5款労働費についての質疑を終結いたします。

第6款農林水産業費についての質疑を許します。

近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 予算の中で一番大きな減額ですが、金額にいたしまして25億6,100万、パーセントにしまして31%減額で58億6,600万。これは、何か大きな事業が終わったために、これほど3分の1も減額が予算に計上されたのか。

もう一つは、これは農業か、林業か、水産業費か、前年対比でこれほど大きな減額予算は納得がいきませんが、お答えを願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） 近藤議員の質問に対してお答えいたします。

一番大きな今ほど言われました25億の減額につきましては、その中の約18億、海洋深層水の工事が15年度までは畑野の産業課の方で工事をやっております、私たちの工事費の方に入っておりますが、こと

しからは2億8,000万、先ほどの予算の中にありましたが、総務課の企画情報課の方へ移りました。それが一番大きな要因でございます。

あとは、全体に県の方も非常に厳しくなりまして、漁港も落とされておりますし、林業も落とされておりますし、農地、農業の方も平均して落とされておまして、県の事業が少なくなった分についての負担金等も減っておりますし、その関係でその残りの分は少なくなっているのであります。

以上でございますが。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 大きな減額の原因が海洋深層水の工事が終わったために減額ということは理解できますが、全体予算の中で農林水産業は、皆さんご案内のように他産業に及ぼす影響も一番大きいですし、基幹産業です、佐渡の中で。これがこのまま落とされて、11%が毎年の予算の割合になった場合、とても納得ができません。金井町や国仲は農業立町だったための感覚も残っていますが、もう少し農業予算に対する、林業予算、水産業、第1次産業に対する予算の割合は多くてしかるべきだと思うのです。440億の合併特例債の事業も、第1次産業に対する予算は一円もないわけですから、今後海洋深層水の予算のことはわかりましたが、それにしても7億、8億の減額になっているわけで、こういった第1次産業に対する大幅な減額は考え直すべきだろうと思うのですが、どのようにお考えですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） お答えいたします。

ことしの事業費につきましては、旧市町村で積み上げた事業費でございますし、この後17年度予算につきましては精いっぱい努力しまして、市長の方に1次産業を大事にしていきたいということで予算要求しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 難しい質問してもまた時間がかかるから、二つについてお聞きします。

一体農林業活性化対策事業というのはどういう事業を進めてきておったので、それを全部なしにしたと、こういうことだ。それで、何がなしになったのかということがはっきりするとよくわかる。

それから、漁港建設費、これも全部だめと。ならば、どこどこどこがだめになったのか、この2点について、端的に答弁願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） お答えいたします。

漁港関係につきましては、ことしの予算で15億8,000万ありますが、昨年度から佐和田漁港の方が完成港ということで、予算的にもうなくなりましたので、その分が落ちております。それと、先ほども言いましたけれども、全体的に非常に国の予算も厳しくなったということで、全体枠で落とされておりますので、落ちております。

それと、済みません、もう一点。先ほどちょっと聞き漏らしたのですが、最初に質問いただいたの、もう一度お願いできますか。

〔「農林業活性化対策事業費というのを皆無にしておるわけだが、一体どうい
う事業が予定されておったのが全部だめになったのかということ」と呼ぶ
者あり〕

○農林水産課長（斉藤 博君） まことに申しわけありませんが、個々の細かく各支所の分の比較というの、
ちょっと資料として持ち合わせておりませんので、後でお届けさせていただきたいのですが、いいでしょ
うか。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これ癖になるから、きちっと言うておく。質疑というのは自分の分野だけなのだ。
この大きな予算書あったって、自分の分野ではこれだけのものなの。その中に資料がないから答えられない
というばかな答弁はこれから許しませんよ。あなたはどこの出身だか知らないけれども、旧両津市議会だ
ったら絶対だめです、そんなの。当たり前です。それだったら、質疑せんでくれって最初におわびをして
おいた方がいいと思います。

これ議長においてもよく注意をしておいてください。先ほども資料がないから答えられないって、それ
が当たり前のようなことを言っていたけれども、まあ1人ぐらいなら勘弁してやろうかと思ったのです。
ところが、次に出たのもまた同じことを言うということになれば、これは嚴重に注意をしなければならぬ。
きょうの農水課の課長、これはもう勘弁してやるけれども、しかし農水課の課長を勘弁したから、この後
のもみんな勘弁すると、そういうわけにはいかんし、この点については議長の方から嚴重に申し渡してほ
しい。そういうことで、まあ勘弁してやるわ。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 209ページ、負担金補助及び交付金、これほとんど新穂だと思のですけれども、
新穂が優秀で、意外に補助金が要らないかなと思ったら、一番下へ来たら、今度は公社の修繕事業補助金
ということで400万、結局一千何百万あるわけですが、1点は越後姫が大変いいというふう聞いておる
のですけれども、それでもこういう補助金が要るのかどうなのかが1点。

2点目は、近藤議員が農業のことについてもっと力を入れよということなので、これは認めなければい
かぬようなこともあります。金額はわずかですが、いろんな名前をつけた補助金が3本、10万ずつある
のですが、これを今後どうしようとするのか、お聞かせを願います。

それから、215ページ、農地費の賃金、ここに870万の賃金がある、これはどこで何人分の賃金なのか。

それから、217ページ、委託料の5,200万、これ大きな測量委託料ですが、これどこなのか。後でこの下
へ来て、今度は工事請負費、これも8,000万だ、5,700万だと、こうありますが、今ここで言ってもだめで
しょうから、あと資料として箇所をつけてきちんと出してください。

それから、集落道改良舗装工事、農地費で集落道というものをやるのかどうなのか、その辺わかりませ
んが、3,000万。これについてもどこでどういうふうにするのか。そして、この農地費で集落道をやる
根拠はどういうところにあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、223ページ、体験施設管理運営委託料、これどこのことを言っているのか、教えてください。

それから、227ページ、森林病虫害等防除委託料2,333万5,000円、これと松くい虫との関係はどうなっ
ておるのか。松くい虫は、別途でこの病虫害の中に入っているのかどうなのか。

それから、その下の工事請負費の3,430万円、施設建設工事、これも箇所が入っていない。これ箇所、後で入れたのを出してください。

それから、231ページの林道維持管理事業委託料、これも金額は大きいけれども、箇所が入っていない。農林水産課長、これ全部箇所を入れたものを出してください。

233ページ、これもそう。3億5,800万もあって何も箇所が入っていない。工事請負費、林道開設舗装工事、林道改良舗装工事、これについて箇所を入れたものを、今言ってもしようがないから、後で提出をしていただきたいと思います。

それから、239ページの県営漁業整備事業負担金3億4,800万、これも入っていない。こういうことでは、先ほど加賀議員から話がありましたが、困ります。特に大きな事業については、きちんと箇所を入れて知らせていただきたい。

それから、241ページの工事請負費、漁業施設整備工事、これもそう。全然箇所が入っていない。243ページの工事請負費もそう。これ委員会が始まるまでに、農水課長、きちんと箇所を入れて提出をしてください。

以上。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁要りますの。

○40番（猪股文彦君） 答弁は1カ所だけ。さっきのやつ。新穂のやつと、それから……

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） お答えいたします。

209ページの新穂農業振興公社運営補助金758万5,000円と、それからその下の新穂農業振興公社施設維持修繕事業費補助金、これにつきましてはもちろん名前が出ておまして、新穂なのですが、今現在公社あるいは協会にかかわるものが6カ所あります。それで、ここには新穂しか出ておりませんが、ほかの名目で、補助金ではなくて委託料とかのような名目が出ている部分もあります。この今のお話の分は新穂だけの事業の分でございます。

もう一カ所はどこですか。質問の内容、申しわけありません。

〔「この金額はわずかですけれども、新穂だけにいろんな補助金が出ているけれども、これは将来どのようにするの、続けるのそれともやめるの」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（齊藤 博君） 公社関係ですか。

〔「公社じゃなくて、農村青年何とかとか、農村地域生活アドバイザー活動補助金とか、農村女性グループ補助金と、これは新穂じゃないんですか。これはどういう性質のものか、ちょっと」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長に申し上げます。

負担金補助及び交付金の中の10万円の3点についての答弁を求めていますので。

○農林水産課長（齊藤 博君） これは、各支所から出ております補助金でございますが、今どこの地区と言われても、まことに申しわけないのですが、ちょっと把握していないものですから。申しわけありませ

んが……

〔「それから、215ページの臨時賃金が800万、これ農地費の中から出ているけど、どういう性格のもので。それと223ページの体験施設管理運営委託料、これはどこのことを言っておるのか」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（斉藤 博君） 賃金につきましては、これは各支所の分、全部積み上げたものでございます。

〔「賃金は」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（斉藤 博君） はい。

〔「体験施設管理運営委託料、体験施設って、これどこのことを言っているの。223ページの委託料」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（斉藤 博君） これは、赤泊支所管内の分でございます。

〔「それから、227ページの2,300万の委託料は、これは松くい虫との関係はどうなの」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（斉藤 博君） 松くい虫の関係でございます。それで、きのう、きょうと松くい虫の空散を朝早くから担当者の方、それから森林組合さんをお願いしましてやっておるかと思いますが。

〔「それから、あとはその箇所については、一覧表にして後で出すこと。それでいいです」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（斉藤 博君） はい、わかりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤議員に申し上げます。

農林水産業についての質疑は終わったのではないですか。3回質疑を行っております。

〔「2回しかやっていないですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） もう終わりました。近藤議員の質疑は終わっております。

第6款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

第7款商工費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 第7款商工費についての質疑を終結いたします。

第8款土木費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 第8款土木費についての質疑を終結いたします。

第9款消防費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 第9款消防費についての質疑を終結いたします。

第10款教育費についての質疑を許します。

木村悟君。

○7番（木村 悟君） 3点だけお願いします。

355ページの保健体育費の負担金補助及び交付金ですが、その上から4行目の県ミニバスケットボール連盟登録負担金7万5,000円、これは人数で何人分なのか、そして金額等を教えてください。

それと、真ん中からちょっと下なのですけれども、ミニバスケット大会補助金4万円とあるのですが、大会名等をちょっと教えてもらいたいのですが。

それと、地域ジュニアスポーツクラブ活動費補助というのはどういう性質のものか、教えていただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） 今ほどのご質問に対してですが、負担金補助及び交付金のところですが、3点ほどの質問があったわけですが、ちょっと私の方の手元に詳細な資料がないので、また委員会等で配付させていただきたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 木村悟君、いいですか、それで。

○7番（木村 悟君） では、この3点、一般質問でさせてもらいますので、そのように準備をお願いします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） こんなところで議事進行は余りやりたくないけれども、ちょっと総務課長に聞いておく。私どもの持っているのは、これは予算書ですか、予算説明書ですか。予算説明書は、わからないような説明書を出してくる。そこで質問すれば答えられないと言う。これは、部内でもしっかりと確認してください。

これは特別ですから、議長にお願いしますが、総務課長代表して、すべての課長を代表して、気をつけますぐらいの答弁をさせるように要望しておきます。自分の所管ぐらい答えられなくてどうしますか。きょうは、もうこれでやめますよ、あした続けてやることにして。

○議長（浜口鶴蔵君） 議事進行の発言に対するお答えを申し上げますが、本会議場での質疑でありますので、事務当局におきましてはできるだけ細部にわたっての質疑に対する答弁はしっかりとお願い申し上げたいと思います。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） それではいきます。

297ページ、これも書いていない。同じことを何回もやるので、時間ももったいないのですが、委託料、測量設計監理業務委託料、これはどこのこと、478万。

それから、負担金補助及び交付金で同じことなのですが、高校関係のがこれ四つありますが、これはいつまで続けますか。

それから、305ページ、これも委託料の下の方ですが、耐震診断業務委託料596万、これどこのことですか。

それから、工事請負費6,400万、施設補修工事、これは1カ所ですか、それとも数カ所ありますか。

それから、309ページ、これも大きい。工事請負費、施設建築工事です。13億もある。これ箇所を書いていない。下の土地購入、これも同じ。これを教えてください。

それから、317ページの一番下、委託料。測量設計監理業務委託料560万、これどこですか。

それから、321ページ、幼稚園就園奨励費補助金358万、これどういう内容なのですか。

325ページです。青少年海外派遣補助金450万、これなぜハワイなのですか。

いきいきウイークエンド夢事業負担金、同じところ、224万、これはどういう内容なのですか。

それから、327ページ、報酬、公民館の館長報酬579万、副館長248万、分館長五百何十万、この部長報酬なんか、これ全部の市町村同じような形で同じ金額であるのですか。この内容をお知らせください。

以上、お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） まず最初に、おわびを申し上げますが、大変準備が不行き届きでございまして、本日詳細な資料を持参しておりませんので、詳しくお答えできない部分もあろうかと思いますが、それ以上に能力が低いものですから、今おっしゃられたことを1問ずつ言っただけいただけますか。その都度お答えさせていただかないと……

〔「もう一回言いますか」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） はい。

〔「それでは、297ページの測量設計業務委託料、これどこですか、箇所。478万8,000円と、1カ所ですか、それとも何カ所かありますか」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） 申しわけありません、今ちょっと頭にありませんので、後日報告させていただきたいと思います。

〔「それじゃ、後で。それじゃ、高校の補助金は今後どうなりますか」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） 高校の補助金につきましては、今後教育委員会等で協議をして来年度から検討していきたいと思います。

〔「305ページ……」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） 305ページの工事請負費につきましては……

○議長（浜口鶴蔵君） 学校教育課長に申し上げます。

自席にお帰りいただいて、再質疑をしていただきたいと思いますと存じます。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 再質疑といいましても、1回目の答弁がないので、再質疑ではないわけで。では、1回目の質疑をもう一回やります。

297ページのこの測量設計については後でいいです。

それから、高校のものもいいです。

305ページ、耐震診断業務委託料596万2,000円、これの箇所を教えてください。

それから、その下にあります工事請負費6,400万、施設補修工事、これは1カ所なのか。1カ所だったら金額が大きいので、教えてもらいたいのですが、箇所が幾つかあれば。

それから、309ページ、学校建設費の13億ですか、施設建築工事、これはどこなのか。

それから、その下の土地購入費5,300万、これはどこなのか。箇所を書いておけばこういう質問しなくてもいいのです。きちんと箇所を書いておいてください。

それから、317ページの一番下、委託料、これも測量設計監理業務委託料560万、これはどこですか。

それから、これはお答え願いたいのですが、321ページの負担金補助及び交付金の中で幼稚園就園奨励費補助金というの358万あるわけですが、この内容はどういうことなのか、教えていただきたいと思えます。

それから、325ページです。青少年海外派遣補助金450万、なぜこれハワイなのか。

それから、いきいきウイークエンド夢事業というのが224万ありますけれども、内容はどういうことなのか。

それから、327ページ、公民館費の中に館長とか副館長、分館長、部長、部員の報酬まであるわけですが、これは旧各市町村同じなのか、それともこれお一人のことなのかという、この内容をご説明願いたい。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） それでは、305ページの耐震診断業務委託料でございますが、これは新穂小学校が含まれておると思いますが、それだけかどうかはちょっとはっきり申し上げられません。申しわけありません。

それから、その下の工事請負費ですが、これは島内の小学校36校の施設補修工事の合計でございます。

それから、309ページの学校建設費の工事請負費につきましては、赤泊小学校でございます。

それから、その下の公有財産購入費は、新穂小学校の用地でございます。

それから、317ページの中学校費の学校建設費の委託料は、相川の高千中学校の設計監理業務委託料でございます。

それから、321ページの幼稚園就園奨励費の補助ですが、これは両津地区にあります私立幼稚園に対する補助制度でございます。これは、公費の補助をもらったものを市で保有しておるということでございます。

まだ私の関係ありますか。

〔「これは、青少年育成費はあなたじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） それ生涯学習課長です。

では、これで失礼します。

○議長（浜口鶴蔵君） 生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） それでは、325ページの青少年海外派遣の補助ということでございます。

内容ですが、これは募集になっております。小学校が4年から6年生を対象にしておりますし、中学校の場合は1年から3年を対象ということで、募集を募っておるということです。これは、文化の違いを相

互に学ぶということと自然の中で仲間と一緒に遊んだり、英会話等で学んだりということで、海外に滞在していろいろな体験学習をするということでございます。

それから、いきいきウイークエンド夢事業の件ですが、これにつきましては完全学校週5日制に伴いまして、広域的に体験活動等を各地区で行っております。それらに支援をするというものでございます。

それから、次の327ページの報酬の件ですが、これは特別職の方で条例にうたっております。これは、統一したものでございます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 学校教育課長の方は後でいいですが、生涯学習課長の方ですけれども、このいきいきウイークエンド夢事業、これ当初5日制が始まったときには各小学校いろんな企画をして一生懸命だったと思うのですけれども、現在はそんなに一生懸命に見えないのですけれども、これは全島の学校が全部ですか、それとも幾つかピックアップした学校でやっているわけですか、お答え願います。

それから、募集するのはいいのですか、なぜハワイなのかと。というのは、逆に言えば近い外国であればもっと多くの子供たちにチャンスを与えられる、お金も安い。なぜハワイなのかということ聞いておる。どうしてハワイを選択したのか。例えばシンガポールとか、あるいはベトナムとか、遠くてももっと費用が安いところがあるのではないかという感じもしないでもないのですが、その2点をお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） それでは、1点目ですが、いきいきウイークエンド夢事業につきましてはですが、これにつきましては議員の言われるとおり、当初は県の推進ということで各地区でそれぞれの地域の子供さんが土曜日等地域におるということで、いろんな体験学習等を計画して推進してきております。ただ、今現在では、先ほど私申し上げましたように、広域的ということで、例えば2ないし3の地区を一緒に網羅したというようなことで、それぞれの地区でいろんな特徴のある活動をしていたものをさらに輪を広げて、いいものは広域的に推進していくということで、今後も進めていきたいと思っております。

それから、先ほどのハワイの云々の件ですが、これは佐渡市で計画ということではなくて、民間ですが、東京YMCAということですが、これらのいろいろ毎年こういった提供をされるわけで、これに募集をして希望をとると。目的としては先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 学校課長の答弁で、ちょっと私はそれに惑わされてしまって、大事なところを聞き忘れたのですけれども、教育費で1点だけ聞いておきますが、333ページの図書館費のうちの備品購入費、これ全島で図書の購入費が540万ぐらいしかないのですか。それにもう一つ、図書の購入のあり方、ただ新刊本を買っておるだけのような気がいたしますが、この前金井の図書館へ行ったら、カナダのある小さなまちを調べようと思ったら、調べられない。ただ2冊地図帳があるだけ。これは、今後市の図書館をどう建てるかという問題があると思うのですが、調べ物ができる図書館を建てるのか、どこでもかしこでも新刊本だけ買うような図書館なのか、その辺の方針がよくわからないのですが、とりあえずこの540万というのは全島の図書を購入する金額はこれしかないのですか、その1点だけ聞きます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） それでは、ご質問にお答えします。

図書購入費の件ですが、図書館、それから各地区の公民館にあります図書室、これらを積み上げたものでございます。現在というより14年度の現在ある冊数ですが、図書館、図書室、合わせまして34万1,700冊ということでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 1点だけお尋ねしたいと思います。

343ページであります、社会教育の中で9目になります。佐渡金山遺跡調査の関係であります。15節の工事請負費であります、4,000万円、これについてどういう内容の工事だかお聞きをいたしたい。

それから、これは相川奉行所の復元工事であります、今後この事業はどのくらいかかるのか。金額ではなく年数がどのくらいかかるか、このことをまずお聞きをしたい。答弁を聞いて、追加して質問申し上げたい、こう思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

343ページの工事請負費4,000万でございますが、佐渡金銀山の遺跡整備工事ということで上げています。内容としましては、これは補助事業でございます。遺構表示、それから造成、盛り土工事が主たる内容でございます。

それから、今後どのようなことですが、これもちょっとまだ把握していないところありますので、また調べさせていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 今の課長の答弁であります、この後の事業計画もきちんとしたのがあるのだと思いますので、教えていただきたいと、こう思っています。

この工事は、実は私が相川町議会に所属した段階で、特に奉行所の本体工事ではありますが、これができ上がって1年目にして大変な壁が雨漏りがするという、こういう事態を招いて、大変町議会の場でも問題になった建物であります。それは、きちんと結論が出ないで佐渡市へ送られてきているはずであります。そして、施工業者並びに設計業者を参考人として償還をしていただいたといういわくつきの建物であります。そして、今の補修状況は行ってみたい、こう思う状況だと思えます。ですから、これは終わった工事ではなくて、これから大変な補修費がかかると私は思っているのです。そのあたりの事情は承知でしょうか。そして、当面どういう対応をするようなことを考えておられるか、ぜひ伺いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） この工事につきましては、今ほどのお話を聞きましたので、よく精査しまして、慎重に工事の推進をしていきたいと思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 362から364の関係、学校給食の関係でお伺いします。

これも学校給食費、学校給食センターと二つに分かれておるのですが、それは私はどっちでもいいのです。実は聞きたいのは、これは学校別にやっておるのか、旧市町村でセンター方式でやっておるのかということと、それがその形態によって正規の調理員あるいは臨時の調理員、これがあるわけですが、正規の調理員を雇っていないところがあるかどうか、まずお聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） それでは、肥田議員のご質問にお答えします。

前段の給食センターか学校でやっておるかということですが、給食センターで運営をしておるところと自校方式と言いまして各学校で給食をつくっておるところとございます。それから、職員の正規職員がいるかないかということとございますが、各施設に最低1名は正規職員がいるというふうに私は認識しております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 今最低1名は正規の職員がいるという答弁でございました。実は、私のところは全員臨時でございます。

さて、教育長にお尋ねをいたします。今学校給食の意義、そういったものから考えて、学校給食に一番大事な調理員が臨時ばかりだというのは本来あるべき姿ではないと私は思うのですが、現実には今それがあるわけですが、佐渡市としては今後それを解消をしていく方向で努力をされますか、されませんか、明確にお答えを願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） 私の認識の誤りで大変失礼しました。申しわけありませんでした。

今後各施設において、少なくとも1名以上は正規の調理員を採用していただくよう要望していくつもりでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） なるだけ時間を節約して大事なことだけ聞いておきますが、343ページです。佐渡金山遺跡整備工事、これ4,000万ばかりあるのですけれども、先ほどの質問者の答弁を聞いて、これから慎重に対応するというような意味の発言があったように思うのですけれども、これ大変な答弁です。これは、既に国の大きな補助金をもらって建設した代物だと思っております。そこで、建設と同時に雨漏りするというような話が新聞等で報道されたことを記憶しておりますけれども、一体その瑕疵担保の関係はどうなっておるのか。まだ建設して浅いのに雨漏りするなどというのを一体どうして自治体が後の面倒を見なければならぬのか、瑕疵担保その他の業者における責任の関係はどうなっておるのか。その辺はどうですか、ちょっとお答え願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） 先ほどもお話ししたとおり、今ほど聞いたばかりでございます。精査させていただきまして、慎重に対応していきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これ慎重に対応していくということは、この予算執行を不執行とすることもあり得るというふうに聞いてよろしいのですか。

それと、先ほど議長の方から注意をしたけれども、どうも本庁の課長がよくわからぬことが予算説明書に載っておるといふふうに私どもは見える。何か支所が上げてきたのを全く吟味もしないで予算説明書に載せて予算措置をしておるといふふうにしか思えません。そうすると、あなたは今議会から指摘をされて、この工事についてはこの事業については改めて吟味すると、しなければならぬと答弁したというふうを受けとめてよろしゅうございますか。この1点についてお答えください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） 私自身としては、補助事業でもありますので、できるだけ前向きに工事ができるようにという思いでございます。今指摘あったことにつきましては、また確認をさせていただいて、問題がないようにさせていただきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 8番、稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 362ページの学校給食費の中で、給食の食材で佐渡産のお米以外に地元の産物を各給食センター及び自校方式の中で何%ぐらい使用されているか。その辺は、今出せないと思いますが、資料で提出をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） お答えいたします。

各学校につきましては、主食を除き、重量で約13%ぐらいということになっております。重さで。いろんな食材があるものですから、なかなか比較のしようが難しいです。あと主食の米につきましては、半分程度は米飯給食を行っておりますので、そちらは50%を超えるものと思っております。資料は、後ほど提出させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 362から363ページのトライアスロン大会の事業費のことでお聞きしたいのですけれども、本年度2,640万上がっていますけれども、これはすべて大会の運営費なのでしょうか。

それと、もう一つ、トライアスロン大会は2月までここにありましたトライアスロンの事務局というのが運営していると思うのですけれども、この事務局というのはどういう組織で、この職員の方たちの身分はどのような身分の人なのか、どこに所属しているのか、その人たちの給与等もこういうところに入っているのかどうかちょっとわからないので教えてほしいのですけれども、そしてこの2,640万。国県の支出金が240万で、その他が380万というのが載ってるんですけれども、この、その他の380万の実態はどういうものなのかも教えていただきたいのですけれども、その辺をよろしくをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） お答えいたします。

トライアスロン大会の事務局事業費ですが、2,640万ということで計上されておりますが、この負担金ですが、これは職員の人件費と事業費が主な内容となっております。それから、職員は1名でして、後の方は局員ということで対応しているというところでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 職員ということは、佐渡市の職員となるわけでしょう。この1人の方。それで、2009年の新潟国体のトライアスロン種目云々というのがあったんですけども、こういうことはこの事務局にすべてその辺のところを任せたといい形でやられたのでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） それでは、お答えいたします。

2009年の国体の件につきましては、本庁の方に国体準備室長を、私の生涯学習課の補佐を兼務させております。

○議長（浜口鶴蔵君） 第10款教育費についての質疑を終結いたします。

第11款災害復旧費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 第11款災害復旧費についての質疑を終結いたします。

第12款公債費についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 先般全協でちょっとこのことを言いましたが、本来でありますと、佐渡市がもし10年前に合併しておったとするならですよ、公債費返済額というものがおおむね30億というのが妥当な線だと思ふんですよ。7万自治平均を見れば大体おおむねそこになっておりますから。今度は今回合併することによって後ろの起債が、通常ですと公債費に30億かけるとなると起債残高は300億持っているところが普通なんです。佐渡市の場合はこの合併をやった。ここで600を超える通常起債を持っている。公債費はこの前までは五十何億程度でしたが、合併のどさくさにきて64億。今度は一組を合併させたために、今回は84億と15億上がっている。これをやっていくと、一体10年後は幾らになっておるんですか。幾らになっておるんですか。さっきも言いましたが、7万自治平均で見れば公債費は30億程度。30億なして30億借りるというやり方で運営していくんだが、合併ということによって今までの全部の借金をかぶって大きくなってきておる。ここへもってきて、公債費で見えていくと84と。公債費は短期的なものじゃないんですよ。恒常的にずっと流れていく。大体20年くらい流れていく。このまま積み上げていくと大変なことになると私は心配しておるんですよ。さあ、財政課長。この運営で10年後、一体幾らになっておるんですか。公債費の返済額は10年たってみなければわからないというようなことでは、でたらめやって走っていったんですよ。みんながあれもやれ、これもやれと言うから、どんどんどんどんやると。おれは3年もおれば場所は変わるし、やめてしまうし、後のことは知らないということになれば思い切ってやれますよ。しかし、少なくとも財政課長ですよ。当然、特例が終わった時点でどうなっておるか。当然その後の段階的な5年

間の措置でもとへ戻らなければならない。この数値は知っておって当たり前だと思うんですよ。そうすると今やとるから、10年後のことはわからないではなくて、10年後の起債返済額はこのくらいだというものをもって運営していくのが妥当だと思うんですが、そこをどう数値を踏んでいますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今ほど議員のご指摘のように合併前と合併後では、一部事務組合等の公債費を加算することによりまして、実質元利合わせまして85億ぐらいの返済額が生じております。残高といたしましても、16年度末で625億というふうな残高になります。合併の当初の建設計画等におきましては、10年後1,000億を超える残高が生じるということで、財政的に危惧をするという部分がたくさんありました。ただ、これだけの公債費負担はふえておりますが、できる限り優良債という形で合併の裏負担、交付税の方で補てんをしていただける起債をお願いしていくということを考えていきたいということで見ますと、県内の状況でも、議員のご指摘のように大体人口規模が同じ新発田等でも、これはちょっと14年度の決算数値であります。約47億ぐらいの公債費になります。それから見ると佐渡の場合は多いということで、この後合併特例等の事業も予定しておりますが、できる限り健全財政には努めていきたいと思っております。ただ、公債費が10年後幾らぐらいになるかということにつきましては、試算を今度、今年度の三位一体の国の改革による見直しによってしたいと思っております。その結果は、またお知らせをしたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 新発田の事例をとりましたが、新発田は私らと人口的に全然違います。私らは、通常A2の団体から見ると、私が言ってこれで7万自治に、大体この辺に合わせるのかと言ったら、佐渡は面積が広いからA2で見るとではないのだと、もう一つ特別ののがあるのだと、では特別ののはどれだと言ったら、それまだ決まっていないのだと、この間できたばかりで。こういうことだから、私は数値はわからない。しかし、7万自治で見ればそうなってくると。新発田は8万ですから、それと比較して見せたってだめ。先ほど言った数値は7万自治平均と。それよりも1割多いか少ないか、大体これで運用していく。こうすると、今の話を聞くと、今回は今まで各10カ町村が持ち出してきたものをそのまま載せたのだから、膨れ上がっておるから、やむを得ないが、来年度も同じことをしておったら、これどうなるか想像つきます。ぐっと抑えて、抑えて緊縮財政にしていかなければやっていけないということ、はっきりしておる。このこと、私ここで言いたいことは、財政課長、3年たつてやめるから、おれは後のことは知らないは困るのだ。10年後の姿をきちっと描き出して、この起債の積み上げをやってもらいたいということをおっしゃるのです。答弁は要りません。どっちみち私の委員会ですから、やりますけれども、でたらめですよ。

○議長（浜口鶴蔵君） 第12款公債費についての質疑を終結します。

第13款諸支出金について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 第13款の質疑を終わります。

第14款予備費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第58号についての質疑を終結いたします。

続いて議案第59号 平成16年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第59号の質疑を終結いたします。

議案第60号 平成16年度佐渡市老人保健特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第60号の質疑を終結いたします。

議案第61号 平成16年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第61号の質疑を終結いたします。

議案第62号 平成16年度佐渡市簡易水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第62号の質疑を終結いたします。

議案第63号 平成16年度佐渡市下水道特別会計予算についての質疑を許します。

羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 548ページにありますが、羽茂の下水処理場について質問いたします。

1点目、地元の同意を得ているかどうか、また反対署名を出されたようだが、取り扱いをどのようにしたのか。

二つ目、平成15年9月で10年の賃貸契約と聞いているが、期限時に継続できない事態になった場合どうするか。代がかわったときなど。

3点目、場所が羽茂平野の優良水田地帯であり、羽茂米のイメージダウンの心配はないか。

4点目、民家に隣接しているが、佐和田の民間会社のように悪臭で問題になるような心配はないのか。所管委員会での慎重審議を求めますが、ほかに適切な場所がないのか、またこの地が適当とされた理由等をお伺いしたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

水道課長。

○水道課長（植野研一君） 羽入議員にお答えいたします。

浄化センターの予定敷地でございますが、2級河川羽茂川の河口付近ということでございまして、優良農用地のものでございます。周囲には人家もございまして、旧団体では説明会の開催等を開きまして説得に当たったということでございます。平成13年度当時のことでございますが、当時は表立った反対はないというようなことから、15年に用地を取得したということでございますが、取得したといいましても借地契約を結んだというふうなことでございます。これは、羽茂の担当に聞きましたところ、売ってほしいということを申し上げたところでございますが、どうしても売れないと、借地の方でお願いしたいというふうなことで、借地契約を結んだというふうなことでございます。

それから、反対署名があるというような話でございますけれども、私の方ではまだ承知してございませ

ん。羽茂の方にはこういう反対の方がいらっしゃるというようなことは最近の情報でわかりましたけれども、その辺のことは、反対署名があるというふうなことは承知してございません。この事業につきましては、旧団体で議会でも審議されまして、それから羽茂地区の町民の方々の大体70%ぐらいの方々の賛成が得られたというようなことからこの事業を始めたようでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） この件に関しては、この後は所管委員会で慎重審議をしていただきたいと思いますが、こういった10年契約の下水処理場、金井地域なんかでは考えられないわけですが、もし今の人がいいと言っても、代がかわったりした場合に返還してくれとか、こういったものはもうつくれば一生物でありますし、優良農地の近く、また民家の至近距離ということであります。海岸の方には適切な埋立地等、羽茂川の河口の方にはあろうかと思いますが、これ以上質問はしませんが、所管委員会でよろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 農業集落排水事業についてお尋ねいたします。

先ほど市長の提案の中で佐渡で初めてということでしたので、ちょっとお聞かせ願いたいのですが、地区は川茂地区だそうですけども、553ページです。計画処理人口は290人ということですが、この地区、川茂地区の全体の世帯数とこの事業の対象世帯数、それとこの予算書には5,200万の調査費が載っておりますけれども、全体の事業費を教えてくださいのと、それから合併浄化槽との比較検討をされたのかどうか、その点お聞かせください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

水道課長。

○水道課長（植野研一君） お答えいたします。

本事業は、農業集落排水資源循環統合補助事業という名前だそうでございます。この事業は、本年度から20年までかかりまして整備したいというふうなことでございます。全体事業費が約5億7,000万でございます。

川茂地区の集落戸数は71戸が対象だというふうに聞いておりますし、計画処理面積が27ヘクタール、処理人口は290人というようなことで計画されているようでございます。

この事業の目的は、生活排水が最近生活様式の高度化によりまして、家庭雑排水が農業用排水に混入するというようなことから、農業農産物に影響があると、それから生活環境の改善も図るのだというようなことが目的のようでございます。

では、合併浄化槽との比較したのかどうかということにつきましては、そこまで私の方で承知してございません。申しわけございませんが、その辺はちょっとわかりませんが、多分今下水道もそうですが、合併処理浄化槽よりも安いのだというふうなことで理屈をつけまして事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金光英晴君。

- 38番（金光英晴君） 全体事業が5億7,000万、対象戸数が71戸。逆に合併浄化槽が1基当たり100万、あるいは200万つけても1億4,000万ですか、施設だけで。このメンテを考えた場合に、非常に高くなるおそれがありますし、地域住民に処理料の負担を余り、松ヶ崎みたいに2,000円程度に抑えたとすると、一般会計からの持ち出しが大変多くなる可能性があります。これだけご指摘申し上げて、あとは委員会の審査にお任せしたいと思います。よろしく願いいたします。
- 議長（浜口鶴蔵君） 議案第63号の質疑を終結します。
- 議案第64号 平成16年度佐渡市土地取得特別会計予算についての質疑を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（浜口鶴蔵君） 議案第64号の質疑を終結します。
- 議案第65号 平成16年度佐渡市宅地造成特別会計予算についての質疑を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（浜口鶴蔵君） 議案第65号の質疑を終結いたします。
- 議案第66号 平成16年度佐渡市歌代の里特別会計予算について質疑を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（浜口鶴蔵君） 議案第66号の質疑を終結いたします。
- 議案第67号 平成16年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（浜口鶴蔵君） 議案第67号の質疑を終結します。
- 議案第68号 平成16年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての質疑を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（浜口鶴蔵君） 議案第68号の質疑を終結いたします。
- 議案第69号 平成16年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について質疑を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（浜口鶴蔵君） 議案第69号の質疑を終結します。
- 議案第70号 平成16年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計予算について質疑を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（浜口鶴蔵君） 議案第70号の質疑を終結いたします。
- 議案第71号 平成16年度佐渡市真野財産区特別会計予算について質疑を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（浜口鶴蔵君） 議案第71号の質疑を終結いたします。
- 議案第72号 平成16年度佐渡市水道事業会計予算について質疑を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（浜口鶴蔵君） 議案第72号の質疑を終結いたします。
- 議案第73号 平成16年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。
- 白杵克身君。
- 5番（白杵克身君） この一時借入金で5億5,000万ということですが、短期の資金計画のところ、

46ページでしょうか、ここでは7億1,000万というふうになっております。この整合性についてお聞きしたいのと、先ほど一般会計で諸支出金の方から短期の貸付金3億円がございました。これは、もちろん短期ですから、1年以内に返済するものになるわけですし、それがこの関係では一時借入金として受け入れをしておるようです。そうしますと、実質金融機関から借りるのは2億5,000万ということになりますが、この辺の整合性についてお聞きしたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を求めます。

医療課長。

○医療課長（木村和彦君） お答えいたします。

病院事業会計の一借金の限度額は5億5,000万と設定しております。この中身、内訳としましては両津病院が2億5,000万、相川病院が3億円、2億5,000万と3億円ということで5億5,000万ということでございます。

46ページの資金計画の受け入れ資金の一時借入金ですが、7億1,000万円になっております。内訳としましては両津病院が2億5,000万、相川病院が4億6,000万ということでございます。整合性がありませんが、この3億の一般会計からの諸支出金で繰り入れていただいておりますのは一借処理ということで、年間1.875%の2分の1相当分については年度末に一般会計にお返ししているということで、一般会計の歳入繰入金にも計上してございます。ただし、相川病院の合併前の経理の中で、当初予算に資金が不足する場合につきまして、いろいろ会計操作みたいのがあったような跡が見えますので、実際はこの限度額と資金収支の一時借入金の額は通常はイコールにすべきだと、私もそういうふうに思っていますが、合併の時点で既に当初予算の編成を旧市町村で動いておりますので、そういうことで一部整合性がありませんが、ご了承くださいたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 5番、臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 私尋ねないところまで教えていただきまして、ありがとうございます。

その借り入れ限度額というのは、上限を議決しておるわけですから。そうしますと、7億1,000万というのその資金計画そのものがちょっとおかしくなるのではないかと。いわゆる5億5,000万の超えたものを借りるという前提になっておるわけですから。これは、こういうことでいいのでしょうか。何か根拠があったら、後ほどでもいいですが、教えていただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁必要ですか。

○5番（臼杵克身君） いや、後ほどでもいいです。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第73号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案等の委員会付託

○議長（浜口鶴蔵君） ただいま議題となっております議案第38号から議案第73号まではお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

次に、本定例会における請願、陳情は、お手元に配付してあります印刷物のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 6時15分 散会